

第 2 次鳴門市男女行動計画
鳴門パートナーシッププラン
Ⅱ（セカンド）ステージ

令和 3 年度 実施状況報告書



鳴 門 市

目次

1. はじめに	・・・ p.1
2. 第2次鳴門市男女行動計画 「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」	
(1) 基本理念	・・・ p.2
(2) 体系図	・・・ p.3
3. 第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ （セカンド）ステージ」に基づく事業報告の調査結果について	
(1) 事業評価方法について	・・・ p.4
(2) 令和2年度における事業ごとの評価とその理由	・・・ p.5～35
(3) 基本目標別評価	・・・ p.36, 37
(4) 課別評価	・・・ p.38, 39
4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について	・・・ p.40
(1) 審議会等における女性委員登用率調査結果	
ア. 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況	・・・ p.41
イ. 審議会等への女性の選任状況一覧	・・・ p.42, 43
ウ. 審議会等への女性の選任状況（部別の状況）	・・・ p.44～47
(2) 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用状況	・・・ p.48
(3) 鳴門市職員役職別女性登用状況	・・・ p.49
5. 総括	・・・ p.50, 51

1. はじめに

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

我が国の現下の情勢をみると、少子高齢化と人口減少の進展に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境や経済状況の変化等、これまでの社会構造が大きく変わりつつあります。このような状況において、社会の持続的な発展のためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することがより重要となっています。

男女共同参画に関する国際的な動きをみると、1975年に国連が女性の社会的地位の向上をめざして宣言した「国際婦人年」を契機に世界が大きく動き始め、2020年3月には、第64回「国連女性の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されました。国連事務総長の声明では、ジェンダー平等に関するSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5を達成し、北京宣言及び行動綱領の更なる推進をめざすことが宣言され、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

こうした国際社会の動向の中で、我が国では、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2020年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、2018年6月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は新たな段階に入っています。

しかしながら、2021年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」においては、我が国は156カ国中120位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。特に政治分野と経済分野における男女間の格差は深刻と言わざるを得ない状況であり、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

本市においては2016年1月1日に「鳴門市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、2011年3月に第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、変化する社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら、男女共同参画施策を計画的に実施してきましたが、計画期間の満了に伴い、2021年3月に令和3年度を初年度とする第3次鳴門市男女行動計画を策定しました。今後、第3次鳴門市男女行動計画に基づき、本市の男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策を推進していきます。

本書は、同条例第15条で規定する年次報告として位置づけ、7つの基本目標を実現するための事業について、令和2年度における事業評価および重点目標である「審議会等の女性登用率（2021年（令和3年）4月1日現在）」の状況をとりとまとめており、これをもって男女共同参画の進捗状況の把握に努め、PDCAサイクルを意識し、今後の施策へ反映していくものです。

2. 第2次鳴門市男女行動計画

「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」

本行動計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した「市町村男女共同参画計画」です。

また、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画【該当箇所：基本目標3】及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画【該当箇所：基本目標5・6】の内容を含むことから、これらの計画としても位置づけます。

（1）基本理念

1. 男女がのびのび暮らせる となると
2. 男女がいきいき輝ける となると
3. 男女があんしんして暮らせる となると
4. 男女が集まるにぎわいのある となると
5. 男女がにこにこ働ける となると
6. 男女がいっしょに担う となると
7. 男女がしっかり支える となると

(2) 体系図

基本目標

課題と施策

<p>1 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる となると</p>	<p>(1)男女平等意識づくりの具体的な推進 (2)男女平等を実現するための教育の実践</p>
<p>2 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野で いきいき輝ける となると</p>	<p>(1)政策・方針決定等への積極的参画の推進 (2)社会活動への積極的参画の推進 (3)男女の自立をめざした能力開発の推進</p>
<p>DV防止基本計画</p> <p>3 男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる となると</p>	<p>(1)暴力を許さない社会づくりの推進 (2)安心して相談できる体制の確立 (3)被害者の保護と救済支援体制の強化 (4)被害者の自立までをサポートする体制 づくり (5) DV を地域からなくす環境整備</p>
<p>4 男女が集まるにぎわいのある となると</p>	<p>(1)国際交流・国際的活動への男女平等参画の 実践</p>
<p>女性活躍推進計画</p> <p>5 男女がにこにこ 心豊かに働ける となると</p>	<p>(1)働く場での男女平等の実践 (2)女性の就労環境の整備 (3)多様な働き方に対する支援 (4)女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進</p>
<p>女性活躍推進計画</p> <p>6 男女が家庭責任や地域づくりを いっしょに担う となると</p>	<p>(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援 (2)家庭・地域における男女共同参画の実践 (3)防災分野における男女共同参画の推進</p>
<p>7 福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える となると</p>	<p>(1)高齢者の生活への支援と介護 (2)障がい者の生活支援と介護 (3)ひとり親家庭への支援 (4)一生涯における男女の健康保障</p>

3. 第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」に基づく事業報告の調査結果について

(1) 事業評価方法について

■評価の際は、その事業をきちんと実施したかどうかという観点だけでなく、その事業が計画の基本目標や課題と施策の方向性に照らして、男女共同参画が実際にどれだけ推進されたかを判断して推進レベルを評価します。

【推進レベル】

- A 目標に向かって推進できた
- B 目標に向かっておおむね推進できた
- C 目標に向かってあまり推進できなかった
- D 目標に向かって推進できなかった

【計画の基本目標ごとの視点】

基本目標1. 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なる

社会の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、教育や地域の間などで、男女平等・男女共同参画の意識の醸成や啓発が図られているか。

基本目標2. 男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

政策・方針決定過程への男女の参画など、あらゆる分野で男女の隔てなくバランスよく参画を推進しているか。

基本目標3. 男女が互いを思いやり、あんしんして暮らせる なる

女性に対するあらゆる暴力の根絶など、互いの性と人権を尊重する社会づくりが行われているか。

基本目標4. 男女が集まるにぎわいのある なる

男女を問わず、国際交流・国際的活動において活躍できる取り組みが行われているか。

基本目標5. 男女がにこにこ心豊かに働ける なる

男女を問わず、就職や再就職など雇用の機会を創出できる取り組みが行われているか。

基本目標6. 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う なる

子育て、介護等を男女がともに担い、仕事と家庭生活の調和が可能な社会環境の整備が行われているか。

基本目標7. 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える なる

ひとり親家庭や一人暮らしの高齢者など、特に困難な状況にある人々への支援を通じて、男女それぞれの生活が安定し、自立を促す取り組みが行われているか。

(2) 令和2年度における事業ごとの評価とその理由

7つの基本目標にはそれぞれ課題と施策があり、各課で事業を展開しています。

推進レベル

- A 目標に向かって推進できた
- B 目標に向かって概ね推進できた
- C 目標に向かってあまり推進できなかった
- D 目標に向かって推進できなかった

基本目標1 : 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なんと ～個性豊かで多様な生き方ができる社会づくりに向け、意識改革を推進します～

(1) 男女平等意識づくりの具体的な推進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	人権問題研修を通じた職員の意識の深化を図る	人権問題啓発推進者養成講座 参画型人権問題啓発推進者養成講座 人権行政研修 男女共同参画に関する職員研修会 職階ごとに求められる能力に応じ研修を実施していく。	職階に応じた研修等を効果的に実施することができた。	A	研修等を通じて多くの職員が人権問題を再認識するとともに、人権啓発に必要な知識や技能の習得が図られた。	高い人権意識を兼ね備えた人材の育成を図るため、研修等の参加促進に努めるとともに、効果的な研修方法を検討する。	人事課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	広報なると及びテレビ広報による市民への情報提供	テレビ広報では、鳴門の女性が主体となって取り組む事業やイベントなどの紹介、広報なるとでは、男女共同参画を促す記事や市内で活躍する女性を紹介するなど積極的に広報を行う。	広報なるとでは、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題の啓発をはじめ、同和問題、男女共同参画社会の実現に関する内容を掲載した。また、令和2年11月号からは、「Close up Shining Woman」と題し、鳴門で活躍する女性を特集するコーナーを設け、女性にも親しみやすい広報紙づくりを行った。	A	広報紙に新コーナーを設けるなど、男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成に取り組むことができた。	女性に手にとってもらいやすい広報紙となるよう、引き続き女性目線を取り入れ、子育て世代の女性や働く女性等に親しみやすい作成を行う。テレビ広報では、テーマに応じて女性職員の積極的な出演を図る。	秘書広報課
	男女共同参画推進条例の周知啓発	鳴門市男女共同参画推進条例の周知啓発を図る。	市公式ウェブサイトによるパンフレット掲載や配布による周知啓発を実施した。	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、広く市民に条例パンフレットを配布する機会は例年より減少したが、市公式ウェブサイトに掲載し、周知啓発に努めた。	配布できる機会の確保と、条例の内容にも触れることで周知を促し、パンフレットやウェブサイトの更新に取り組む。	人権推進課
	人権セミナーによる啓発	市民を対象に人権セミナーを実施し、男女共同参画の意識づくり、人権意識づくりの啓発を行う。	インターネット上での人権問題をテーマとして1回実施した。また、令和元年度に実施したDVに関する人権セミナーをテレビで再放送した。	A	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人権セミナーの開催は1回の実施となったが、令和元年度に実施したDVに関する人権セミナーをテレビで再放送し、広く市民に啓発した。	性別、世代を超えて参加いただけるよう、日程、内容、周知方法に配慮する。	人権推進課
	出前セミナーの実施	出前講座等を実施し、広く市民に男女共同参画社会の実現に向けての啓発を行う。	DVや児童虐待についての出前講座の依頼を受けた際、男女共同参画の推進についても周知・啓発を行うが、令和2年度については出前講座等の依頼がなく開催していない。	B	令和2年度については、出前講座等の依頼がなく開催していないが、男女共同参画社会の実現に向けての啓発を行うよう資料等の準備に努めた。	今後も男女共同参画社会の実現に向けての啓発に取り組み、講座の内容を充実させる。	人権推進課
	人権文化祭の開催	人権文化祭展示のパネルにおいて、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行う。	DVや児童虐待の防止についてのパネルを作成した。	A	鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」の紹介とともに、DVや児童虐待の防止に向けたパネルを作成し、啓発を行った。	時事的なテーマについて、分かりやすいパネルを作成し、世代を超えて啓発できるよう取り組む。	人権推進課
	鳴門市障がい者の福祉サービス一覧表の発行を行う	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方や、窓口で相談に来られた方に、利用できる福祉サービスの一覧表の交付を行う。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方や、窓口で相談に来られた方に、サービス一覧表を交付した。	A	男女の区別なく、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、各種支援施策・制度等の周知ができた。	記載されている福祉サービス内容について、制度改正に合わせて更新が必要となるため、随時確認が必要。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	「広報なると」「福祉のしおり」の活用による情報提供	広報なると・福祉のしおりを活用し、男女共同参画に関する啓発活動の充実を行う。	12月の障害者週間に合わせて、広報なるとで、基幹相談支援センターや障がい者の権利を守るための法律について、周知・啓発を行うとともに、窓口において福祉のしおりを活用した情報提供を行った。	A	広報なるとを活用することで、障がい者福祉について、障がい者のみならず、広く市民に周知・啓発することができた。	現在実施している方法以外で周知できる方法を検討する。	社会福祉課
	リーフレットによる啓発	市内幼稚園・小中学校保護者を対象としたリーフレットの発行。	人権問題を意識した配布物や展示を心がけ、授業参観などを通して啓発を行った。	B	学校だよりや学校(園)内の掲示物などを作成する際は、常に人権を意識した表現や内容を心がけた。	表現や内容を工夫し、より理解しやすい印刷物や掲示物の作成に努める。	学校教育課
	婦人会館や大型公民館等を活用した様々な活動を支援し、生涯学習を通じた男女平等意識の高い地域づくりの推進	婦人会活動支援及び婦人会館の運営管理の支援に努める。また、公民館等で実施される各種学級では人権問題を学習課題として取り入れ、男女共同参画に関する意識の醸成を図る。	婦人会館利用:56回731人 各種学級における人権学習:15回218人	A	コロナ禍における感染拡大防止策として、人数制限等を実施したことによる影響もあり、実施回数や利用者・参加者の減少が見られた。	引き続き、適宜、必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、利用の促進を図る。	生涯学習人権課
男女平等意識づくりの具体的な推進	地区自治振興会やボランティア団体、NPO法人との連携を進めることにより地域や団体等による男女共同参画意識醸成の推進を図る	男女共同参画に関するセミナーや講演会等の情報を収集し、地区自治振興会やボランティア団体、NPO法人等の関係者に周知を図り、参加を呼びかける。	講演会等の情報を収集し、市公式ウェブサイトを活用して、周知や呼びかけを図った。	B	市の広報紙や市公式ウェブサイト、市民協働推進課前に設置した掲示板を活用し講演会等の周知・呼びかけを行った。	市公式ウェブサイトだけでなく、より多くの方が参加してみようと思えるような周知・呼びかけ方法を検討する。	市民協働推進課
ジェンダー問題を解消するための調査・研究	各種講座等でのジェンダー問題におけるアンケートの実施	男女共同参画の説明会等において、ジェンダー問題に関するアンケートを実施し、現状の把握に努める。	第3次鳴門市男女行動計画の策定基礎調査で実施した男女共同参画に関する市民アンケートの回答を基に、現状の把握に努めた。	B	第3次鳴門市男女行動計画の策定基礎調査で実施した男女共同参画に関する市民アンケートの回答を基に、ジェンダーに関する意識の把握と平等について啓発に努めた。	今後も、アンケート等を通じてジェンダーに関する意識の把握と啓発に努める。	人権推進課
	鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員による職場における男女平等意識の向上、および業務が男女平等に遂行されているかの点検	ワーキンググループにおいて、職場における男女平等意識等の実態調査を実施する。	ワーキンググループ委員会にて、女性の意思決定の場への参画拡大について意見交換を行った。	B	意見交換を通じて本市の男女共同参画推進に向けた現状と課題を確認した。	女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを拡充する。	人権推進課

(2)男女平等を実現するための教育の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
社会教育・生涯学習の実践	文化振興事業	芸術祭、文化イベントの開催など、市内の芸術文化の裾野を広げる活動を通じて、人と人とが絆を深め、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進める。	5月鳴門市文化展 コロナのため中止 9月－10月鳴門市展 入場者数1,845人 11月芸術祭・ハンドメイドマルシェ コロナのため中止	A	コロナ禍においても可能な限りイベントを開催し、文芸活動を通じた市民どうしの絆づくりを促進した。	男女間の参加割合が偏らないような催し内容等の検討。	文化交流推進課
	各種学級や出前講座の実施	性別・世代にかかわらず、参加受講しやすい各種学習機会及び学習情報の提供に努める。	各種学級実績(実施回数/参加延べ人数) 女性学級 38回/690人 高齢者学級 38回/651人 成人学級 37回/365人 公民館短期講座実績 ライフスタイル 5回/65人 歴史文化 5回/184人 出前講座実績 57回/1,016人	A	コロナ禍における感染拡大防止策として、人数制限等を実施したことによる影響もあり、実施回数や利用者・参加者の減少が見られたものの、全体として、実施回数は前年の約8割であり、学習機会の創出に努めた。	引き続き、適宜、必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、利用の促進を図る。	生涯学習人権課
	図書館業務の充実	図書館の管理運営方法についてNPO法人との協働により運営の充実、利用者へのサービスを向上させ、学習機会の創出を図る。	登録者数 31,427人 貸出人数 34,237人 貸出数 138,647冊	A	コロナ禍における自宅時間の過ごし方として、読書の選択が増え、登録者数や貸出人数・冊数も昨年度とほぼ横ばいの結果となった。利用者が安心できるよう、書籍消毒機の導入をはじめとし、館内のコロナ対策を徹底することで学習機会の創出に努めた。	引き続き、適宜、必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、利用の促進を図る。	生涯学習人権課
家庭教育の実践	親子の食育教室 親子ヘルシークッキング教室	男女平等を実現するため、調理実習体験等を通し健康管理について主体的な実践が行えるように支援する。	幼児健診参加者へ食育に関する資料の配布や、市内保育所・幼稚園・小学校・中学校へ家庭でも簡単につくれる調理レシピの配布などを行った。	B	例年行っていた調理実習は実施できなかったが、資料配布による食育の啓発などコロナ禍でできる範囲の活動を実施することができた。	教室実施の際には、男性保護者の参加も呼びかけているが、更なる周知と家庭での実践に向けた働きかけが必要。	健康増進課
	幼児・小・中学生保護者に対する意識の醸成	各幼稚園・小中学校におけるPTA人権研修会の実施及び人権啓発だよりの発行。	新型コロナウイルス感染症の影響をうけて、人権集会や参観日の多くが中止となったが、学校(園)だよりや校(園)内に人権問題に関する作品等を掲示するなどし、人権に対する意識の醸成を図っている。	A	学校参観の機会は少なくなったが、人権啓発だよりの発行により、保護者と子どもがともに人権問題について考える機会を提供できた。	これまでの取組を継続しつつ、より多くの保護者に人権問題に関する催し等に参加してもらえよう、広報に努める。	学校教育課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
教職員の意識と指導力の向上	教職員対象の研修の実施	①市人権教育研究指定校事業による研究指定校の研究実践 ②新転入・事務栄養職員・中堅教員人権研修会の開催	令和2年度は、大麻中学校区の幼小中学校が研究指定校として、研究実践を行った。 新転入・中堅教員、事務栄養職員対象の人権研修会を8月に実施予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	A	市教委主催の研修だけでなく、校内研修、年次研修等あらゆる機会に意識の醸成を図っている。またその機会には、自己の指導を振り返り、指導力の向上と研鑽に努めている。	研修内容の充実に努める。	学校教育課

人事課 秘書広報課 市民協働推進課 文化交流推進課 健康増進課 人権推進課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習人権課	9課 19事業
--	----------------

基本目標2 : 男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

～男女が対等に活躍する社会の実現のために、社会的な意思決定の場への参画を推進します～

(1) 政策・方針決定等への積極的参画の推進

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
審議会等への積極的女性の登用	審議会等における女性委員の登用率40%を目差す	本計画の重点目標につき、P40からの『4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について』を参照				
政策・方針決定への女性の積極的登用	広報モニター制度	モニターの男女比が均等になる様に心掛けている。	A	アンケート結果において、男女比を意識し、女性の意見を積極的に市の広報媒体製作に生かした。	広報モニターを市民の方に依頼する際には、男女の偏りがないように心掛け、女性の声を広報誌・テレビ広報に生かすために、今後も女性の新規広報モニター就任を要請する。	秘書広報課
	自治基本条例の周知に努め、市民参画と協働によるまちづくりが進むよう環境づくりを行う	広報なるとや市公式ウェブサイトを通じて、自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市民の意識啓発に努める。また、ウェブサイト内の市民協働のまちづくりコーナーでは随時工夫して、わかりやすく、より見やすいものにする。	B	女性の登用率向上という観点においては、直接的な向上にはつながらなかったが、広報や市公式ウェブサイトを通じ、市民の方の意識啓発や広く参加を呼びかけることができた。	自治基本条例が施行されてから10周年を迎えることから、イベント等を通じ市民の方により参画の意識を醸成していただき、女性の登用率向上につながるような、環境づくりを検討する。	市民協働推進課
	積極的改善措置(ポジティブアクション)を進める	あらゆる分野における政策・方針決定の場への、女性の積極的参画・登用・啓発を行う。	B	女性人材バンクの周知に努め、鳴門商工会議所の協力により会報送付時にチラシを同封してもらうなど、関係各機関に登録者募集を行った。	女性人材バンクの新規登録者の拡大を進めるとともに、名簿の活用についても周知を行う。	人権推進課
女性の人材発掘と育成	職員研修の充実と参加機会の拡大に努める	県自治研修センターや市町村職員中央研修所等が実施する研修への参加を積極的に呼びかける。	A	市主催研修及び県自治研修センター等への研修参加者のうち、女性職員が半数以上を占めた。	研修等を通じて計画的な人材育成や意欲の向上を図るとともに、多様な働き方の拡充等の環境整備に努める。	人事課

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
女性の人材発掘と育成	人事評価制度の充実と精度の向上	人材育成や組織活性化等のツールとして有効活用しうる人事評価制度を構築し、人事評価結果の精度向上と人材育成基本方針に掲げる各種取組方針の実施と運用方法の改善を行う。	評価者を対象に研修を実施し、人事評価制度の周知・適正な運用を図るとともに、評価結果を処遇に反映するなど運用方法の見直しを行った。	A	人事評価結果については、職員の適正配置など、人事管理を行う上での基礎資料として活用を進めている。	職員の能力開発や人材育成に向け、制度を適正に運用するとともに、環境変化等を踏まえながら、必要に応じて制度の改善を図る。	人事課
	NPO法人などの社会貢献活動団体の新たな創設を促し、活動基盤強化への支援を行う	NPO法人等の設立や活動への相談・支援を引き続き行う。市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行う。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援する。	NPO法人等の設立や活動への相談・支援を行った。また、市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行った。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、SDGsに関連しての地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援を行った。	B	市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行うことができた。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、SDGsへの理解や地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援できた。	各団体と意思疎通を図り、理解しやすい周知や活動強化につながる支援をとともに検討する。	市民協働推進課

(2) 社会活動への積極的参画の推進

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
女性グループの活発な自主活動の推進・女性リーダーの育成支援	地区自治振興会やNPO法人・ボランティア団体などが行う社会貢献活動などに参加する人が増え、活動が活性化するように啓発・支援を行う	各種団体の行事予定や活動写真等を市公式ウェブサイトに掲載するとともに、イベント参加者や会員募集などの告知もサポートするなど、団体の活動に対して、市民の関心が高まるよう、広報面での支援を行う。地域の課題把握や活動の担い手の発掘に努める。	各種団体の行事予定や活動写真等を市公式ウェブサイトに掲載するとともに、市民協働推進課前に設置した掲示板を活用して、イベント参加者や会員募集などの告知もサポートし、市民の関心が高まるような広報面での支援を行った。飛び込み型出前市長室については、新型コロナウイルスの影響もあり実施を見合わせたが、引き続き当該活動等を通じて地域の課題把握や活動の担い手の発掘に努めた。	B	各種団体の予定や活動を市公式ウェブサイトを通じ、活発な自主活動が行えるように支援した。	女性グループを含めた地域団体等がより活発な活動につながれるよう、市公式ウェブサイトやSNSを活用した広報面での周知や適切なサポートを継続していく。	市民協働推進課
	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等が高齢者が集まる機会や、学校教育課との連携で中学生や保護者にも視点を向けた、事例を説明紹介するなど消費者問題の啓発活動を進めていく。また、昨年に引き続き交通安全啓発講座にも積極的に取り組んでいく。	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会や、学校教育課との連携で中学生や保護者にも視点を向けた、事例を説明紹介するなど消費者問題の啓発活動を進めていく。また、昨年に引き続き交通安全啓発講座にも積極的に取り組んでいく。	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会などにおいて、積極的に出向き交通安全の啓発を行うとともに、消費者問題の啓発活動を実施した。また、地域活動からの消費者被害の防止に向けて「見守りネットワーク会議」を開催し、関係団体と情報共有を図った。	B	新型コロナウイルスの影響で前年度に比べ回数は激減したが、地域で行われる様々なイベント等で高齢者等が消費者トラブル等にあわないように周知や啓発活動を行うことができた。	高齢者等が消費者トラブルなどの被害にあわないよう、広報や出前講座の内容をわかりやすいものにしつつ、積極的な周知啓発を行う。また、専門的知識をもつ消費生活センター相談員の育成や「見守りネットワーク」といった関係機関との連携を図っていく。	市民協働推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
女性グループの活発な自主活動の推進・女性リーダーの育成支援	女性学級や市婦人連合会の支援による女性リーダーの育成	女性を対象とする女性学級、うずしお女性学級を実施。また、鳴門市婦人連合会の活動支援を行うことで、女性リーダー育成につなげる。	各種学級実績(実施回数/参加延べ人数) 女性学級 38回/690人 (うち、うずしお女性学級 7回/139人)	A	コロナ禍における感染拡大防止策として、人数制限等を実施したことによる影響もあり、実施回数や利用者・参加者の減少が見られたものの、全体として、実施回数は前年の約8割であり、学習機会の創出に努めた。	引き続き、適宜、必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、利用の促進を図る。各地区の女性学級参加者は固定的で、地区制限のないうずしお女性学級は新規受講者が一定数参加する傾向があるため、各地区の女性学級における新規受講者の参加促進を図る。	生涯学習人権課
	食生活改善自主活動クラブの育成・地区組織の育成	職場や地域において、健康づくり及び食生活改善の取り組みを推進する指導的人材の育成。社会活動への積極的参画の推進。	食に関する教室内容を推進員自ら検討し、若年から高齢者まで様々な年齢層を対象とした啓発活動を実施するなど主体的な活動につながっている。	B	毎年実施していた調理実習を行う教室は開催できなかったが、コロナ禍でもできる活動を考え、できる範囲での啓発活動ができた。	事業の参加者は女性が多く、男性の参加者増加や周知啓発が必要。	健康増進課
	女性部による活動の推進	農協・漁協・徳島県と連携し、理事や役員への登用、各種研修会等への積極的参加の推進、女性部による料理講習会等の活動強化を図る。	各漁協女性部の協力を得て、テレビ鳴門の情報番組「漁協新鮮食堂」の収録を行った。(北灘9回、鳴門町2回、里浦1回) 北灘漁協女性部の協力を得て「わかめの料理教室」を開催する予定とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	B	漁協等と連携した料理教室の開催を通じて女性部の活動の推進が図られた。	活動する女性部の減少及び活動・活動人員の固定化。女性部の活動推進に繋がるイベント等の検討が必要。	農林水産課

(3) 男女の自立を目指した能力開発の推進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
多角的な能力開発と効果的な活用	労働関係機関が実施する各種講座の周知に努める	求職者や在職者のスキル向上や専門的知識の取得を推進することで雇用拡大や企業の求める人材の育成を図る。	徳島県立テクノスクールをはじめとした労働関係機関が実施する各種講座の周知に努めた。	A	労働関係機関から送付のあった各種講座一覧パンフレットを掲示し周知を図った。	今後も継続して周知を図る。	商工政策課
女性の経済的自立のための生き方支援	家族経営協定締結の推進	令和元年度末時点で市内145戸の農家が家族経営協定を締結している。令和2年度は新規締結目標を5戸に定め推進する。(目標150戸)	戸別訪問の際に家族経営協定の趣旨や意義の説明を行った。締結希望の農家に対して、県と連携し書類作成等の指導を行った。	B	令和2年度末147戸(純増2戸)と堅調に増加している。	家族経営協定の趣旨や意義を農家の方に理解していただき、県・農協と連携して締結の推進を行う。	農林水産課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男性の生活的自立のための教育・啓発	各農協・漁協等の生産者団体において、男性も参加できる料理講習会の開催	農協・漁協等と連携した魚の捌き方教室などをはじめ、料理講習会等の開催を推進する。	北泊漁協組合員の協力を得て「魚の捌き方教室」を5回開催した。北灘漁協女性部の協力を得て「わかめの料理教室」を開催する予定とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	B	漁協等と連携した料理教室の開催を通じて男性の生活的自立のための教育・啓発活動の推進が図られた。	活動する女性部の減少及び活動・活動人員の固定化。女性部の活動推進に繋がるイベント等の検討が必要。	農林水産課

人事課 秘書広報課 市民協働推進課 健康増進課 人権推進課 商工政策課 農林水産課 生涯学習人権課	8課 14事業
--	---------

基本目標3 : 男女が互いを思いやり、あんしんして暮らせる なんと
～必要とされる多種多様な支援を実現するために全庁的に連携します～

(1)暴力を許さない社会づくりの推進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
意識変革のための施策の推進	高齢者虐待防止法および養護者支援に関する法律等権利擁護事業	市と市内6か所の地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署・民生委員等の関係者間連携によりDVを含む高齢者虐待に関する被害の防止と早期対応による支援・啓発活動を行う。	市と市内6か所の地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署、民生委員等の関係者が連携し、高齢者虐待の予防、早期発見に対応している。また、鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」により、意識の統一を図った。	A	市へは総合相談で11件、通報対応で5件の相談通報があった。基幹型地域包括支援センターをはじめ各地域包括支援センターとも連携して対応している。また、警察署とも密に連携を図ることができている。	継続して関係機関と連携し、鳴門市版高齢者虐待対応マニュアルに基づく支援を行う。	長寿介護課
	「鳴門パートナーシップDV対策会議」の運営	庁内連絡会・法務局・警察・民間シェルター等とのネットワークを推進し、DV防止につなげる。	令和2年度については、DV問題の早期発見と対応についての知識を深めるためのDV対策会議を開催する事ができなかった。	B	DV対策会議を開催することができなかったが、広域・庁内において情報を連携させるように努めた。	会議の方法や内容を精査し、DVに対する知識を深めるとともに広域・庁内における情報連携を充実させる。	人権推進課
	パンフレット、リーフレットの作成と周知啓発	DV防止のパンフレット、リーフレットを活用し、広く啓発を行う。	鳴門市女性子ども支援センターのリーフレットについて市内協力事業者に設置を依頼した。	A	鳴門商工会議所の協力により会報送付時にチラシを同封し、事業者を募るなどし、協力事業者数を令和元年度より5カ所増やすことができた。	あらゆる機会を捉えて啓発に努めるとともに、手に取りやすい設置場所を検討する。	人権推進課
学校での人権教育による予防啓発の推進	若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発	若年層を対象として意識啓発を行い、早期発見・通報ができる体制づくりを行い、DV被害の未然防止に努める。	鳴門市男女共同参画推進条例の子ども用パンフレットを小学6年生に向けて配布。	B	授業で条例について学ぶタイミングに合わせて、より興味を持って男女共同参画について考える機会を設けた。	若年層の興味に合わせた内容や啓発方法について検討する。	人権推進課

(2) 安心して相談できる体制の確立

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
ワンストップ支援の遂行	市民相談	市民相談でDV等と思われる相談内容については連携してあたる。	当該相談事案が無かった。	B	令和2年度中に、DVに関する相談は無かったが、今後そのような相談事案があった場合は、適切に対応していく。	市民相談を受ける中で、DVに関する相談があった場合は、関係部署と連携し、早期解決に導けるよう対応を行う。	秘書広報課
	高齢者総合相談窓口の設置	高齢者の生活全般や権利擁護に関する総合的な相談窓口を長寿介護課に設置し、社会福祉士・保健師等を配置。安心して相談できる体制を整備し、関係者間連携による早期対応を行う。	市総合相談窓口では613件の相談があり、制度の説明や関係機関との連携による対応を行った。	A	市内5か所に設置した地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センター等と連携し、様々な相談に対応できた。	市民が安心して相談できる窓口機能とするよう、庁内関係課とも連携を継続していく。	長寿介護課
他課窓口業務者との協力体制による早期発見	国民健康保険制度の説明および保険の切り替え	国民健康保険に係る相談等を随時、受付。必要な説明、手続等を行う。	国民健康保険の資格取得・喪失手続きにおいて、個別の事情を考慮した細やかな対応をしており、また、郵便物の送付先等に配慮を行っている。	A	市民の質問・要望に対し適切に対応し、システムの警告情報や記事に登録したり、課内回覧を行うことで課員に対して周知する配慮を行った。	個々の状況に応じた対応を庁内関係機関と連携しながら行う。	保険課
	相談・訪問指導	妊産婦・乳幼児への相談・訪問を通して育児不安の軽減や育児支援、各健診等での経過観察を必要とする児や、虐待のハイリスク児等への個別支援へとつなげる。	健診や相談、家庭訪問により家族等の支援状況を把握し、支援を必要とする対象者について他課と連携を図り対応を行った。	A	コロナ禍で健診や相談の体制の変更や制約のある中での対応であったが、妊娠・出産・子育て期と切れ目ない支援を行うことができた。	相談者は女性が多いことから、男性や自ら支援を望まない方に対する積極的なアプローチ。	健康増進課
相談者のこころに寄り添える専門相談員の養成	介護相談員派遣事業	所定の養成研修を修了し、市から委嘱を受けた介護相談員が、介護保険施設などで利用者の疑問や不安の声を聴き取り、施設等への橋渡しをすることにより、利用者の疑問の解消や不安の解決を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設へ出向いての相談員活動が実施できず、相談員連絡会(12月、3月)のみの開催となった。	B	施設へ出向いての相談員活動は実施できなかったが、コロナ禍でも可能な相談員活動の方法等を連絡会で検討した。	コロナ禍及びコロナ禍終息後においての、相談員活動の実施方法等を検討。	長寿介護課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
鳴門市女性支援センター『ばあとなー』の業務拡充	女性子ども支援センター『ばあとなー』の充実	DV、児童虐待の防止およびその被害者の救済支援。	延べ相談件数 女性相談 659件 児童相談 2,581件	A	関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援を実施した。	関係機関とのさらなる連携強化に努める。	人権推進課
	女性子ども支援センター『ばあとなー』の市公式ウェブサイトのリニューアル	DVの早期発見と防止の啓発を図る。	市公式ウェブサイトを見てメール相談につながるケースがあった。	B	リニューアルまでには至っていないが、市公式ウェブサイトを通じて相談窓口の周知を図った。	市公式ウェブサイトにより新しく分かりやすい情報を掲載できるよう、リニューアルに向けて取り組む。	人権推進課
	DV被害者に対するきめ細やかな支援の推進	関係機関との連携によりワンストップ支援を実現する。	継続的な相談・カウンセリング、手続きの一元化、同行支援などワンストップ支援を行った。また、要保護児童対策地域協議会を活用し児童相談所と連携を図った。	A	庁内外の関係機関との連携により、被害者支援のための対応を迅速に行うことができた。	DV対策会議等を通じて、関係機関それぞれの役割や支援内容を把握し、支援を充実させる。	人権推進課
	「女性のためのカウンセリング事業」の拡充	DV被害者の心理的支援を実施する。	実施件数 35件	A	相談員が相談者との面談を通じて、相談者には専門的な心理士によるカウンセリングが必要であると判断した場合に、カウンセラーにつなげて支援することができた。	カウンセラーとの連携により、支援内容を充実させる。	人権推進課
	性別違和など性同一性障がいに対する相談の支援	性別違和に関する相談支援。	延べ相談件数 12件	A	電話相談等で、相談者に寄り添った支援を実施した。	性別違和に関する見識を深め、対応力向上に努める。	人権推進課

(3) 被害者の保護と救済支援体制の強化

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
保護命令制度の情報提供と補助	DVおよびストーカー行為等の被害者保護のための支援措置	住民基本台帳法に基づき、支援措置申出者の住民票・戸籍の附票の交付及び閲覧の制限を行う。	確実に、住民票・戸籍の附票等の交付及び閲覧の制限を行うために、証明書発行禁止処理をする際には、必ず2名で確認作業を行っている。	A	個々の状況に応じて住民基本台帳事務における支援措置を行った。	庁内関係部署との連絡強化を図る。	市民課
	保護命令についての情報提供および申立書作成補助	家庭裁判所が発令する保護命令制度についての情報提供。DV被害者の保護命令の申立書の作成補助を行う。	申立書の作成に至るケースはなかったが、それぞれの相談者に必要な情報提供を行った。	A	保護命令が必要な相談者には、書類作成等の支援ができるようにしている。	DV被害者にわかりやすい制度説明に努める。	人権推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
長寿介護課を通じた地域包括支援センターへの情報提供と連携	養護老人ホーム等への緊急時安全体制の整備	地域包括支援センターや医療機関・地域の関係団体との連携による、高齢者虐待等による被害者の保護と救済支援体制の整備を図る。	必要に応じて相談を受け、適切な支援が行える体制を整えた。	A	高齢者を支えるセーフティネットとして、介護保険等ではカバーできないニーズに対応できる体制を整えている。	被害者の保護と救済支援体制の継続を図る。	長寿介護課
	成年後見制度相談窓口の開設	成年後見制度利用に関する支援および高齢者の虐待や消費者被害等の防止、認知症高齢者や家族への支援等権利擁護に関する相談を受け付け、専門相談員によるアドバイスを行い、継続支援を要する相談者には、地域包括支援センターと連携しながら対応を行っている。	市民及び民生委員・介護事業所等の支援者を対象として月1回、司法書士による成年後見制度に関する相談窓口を開催した。	A	全国的にも成年後見制度利用件数が増えていることから、高齢者虐待防止や成年後見人制度の普及啓発へ向けて、関係者が連携しながら支援している。	より積極的な支援ができるよう、専門相談員による相談窓口の周知を図る。	長寿介護課
	(小)地域ケア会議の開催	高齢者が心身の健康を保持し、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持継続していくことができるよう、基幹型地域包括支援センターが、中心となって地域の関係機関等と連携し、情報共有や役割分担を行い必要なケアマネジメント支援を推進する。	困難事例の中で関係者間の情報共有が必要なケースに関し、適宜ケア会議を開催した。	A	関係者間での情報共有や役割分担により、個別事例の課題解決に繋がっている。	基幹型地域包括支援センターを中心に積極的に会議を開催していく。	長寿介護課
	地域包括支援センターの機能強化の推進	5か所の地域包括支援センターに加え、基幹型地域包括支援センターを設置し、相談体制の強化やネットワークづくりを強化する。	基幹型地域包括支援センターが中心となって5か所の地域包括支援センター職員に対し、研修会・連絡会を実施するなど連携・機能強化を図った。	A	定期的な研修・連絡会の開催により、機能強化に繋がっている。	継続して、地域包括支援センター間の連携機能強化を図る。	長寿介護課
民間団体との連携体制の強化	民間団体とのDV被害者緊急一時保護委託契約の締結	DV被害を受けている鳴門市民の方で、緊急的な安全確保が必要な場合に避難所への入所費用の助成を行う。	緊急一時保護実施件数 0件	A	避難可能な施設と委託契約を結び、緊急一時保護に備えている。	引き続き、緊急一時保護が実施できる体制を整える。	人権推進課
子どもいきいき課を通じた子どもの情報確認等、関係機関との連携	DV被害者の子どもの保護に関する保育園との連携支援	家庭児童相談員との連携により、支援体制を充実させる。	家庭児童相談員からの子どもの情報確認等の際には、保育施設と連携し、対応した。	B	家庭児童相談員と保育施設との連携や情報共有が概ね円滑に図れた。	DV被害者が保育所等に情報提供を行うことに難色を示す場合もあり、個人情報の取り扱いに注意を払いながら施設との情報共有を図る手法について工夫が必要となっている。	子どもいきいき課

(4)被害者の自立までをサポートする体制づくり

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	国民年金制度について の情報提供	将来の年金給付について各種手続きの周知及び説明を行う。	保険料の納付が難しい方には、国民年金保険料の免除申請についての説明や、支援措置について年金事務所への案内を行った。	A	当事者の年金種別に応じた手続きの支援を行った。	庁内関係部署との連携強化を図る。	市民課
	国保加入の手続き	安心して医療を受けることが出来るよう、国保加入に係る手続きを随時受付。保険証の即時発行など環境整備を行う。	国民健康保険の資格取得・喪失手続きにおいて、個別の事情を考慮した細やかな対応をしており、また、郵便物の送付先等に配慮を行っている。	A	市民の質問・要望に対し適切に対応し、システムの警告情報や記事に登録したり、課内回覧を行うことで課員に対して周知する配慮を行った。	個々の状況に応じた対応を庁内関係機関と連携しながら行う。	保険課
被害者に応じた支援プログラムの遂行	権利擁護推進事業	高齢者の虐待や消費者被害および認知症高齢者等家族の支援に努めるとともに、早期発見・防止に向けての体制づくりを推進する。	市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制を整えた。	A	関係者間で連携し、解決に向けての支援をすることができた。	高齢者が抱える個別の課題の早期発見・支援に向けて、連携をより密にしていこう。	長寿介護課
同伴家族(子ども・親)に対する支援	鳴門市要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携し、要支援児童への支援に努める	関係機関と連携を図り児童虐待等へのきめ細かい支援を行う。	支援を要する児童については、個別ケース検討会議を開催し、関係機関と連携しながら継続的な支援に努めた。	B	ケース検討会議を通じて、関係機関とさらなる連携を深め、それぞれの役割分担や支援内容についてきめ細かく検討したものの、実務者会議の開催には至らなかった。	協議会の役割や機能について、関係機関と共通理解を深めながら、実務者会議を開催する。	人権推進課
	DV被害者の子どもの転校時における学校・幼稚園との連携支援を行う	円滑な就学のための手続きの周知と居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行う。	DV被害者の就学手続きについては、学校(園)と連携しながら、厳重な情報管理を行い、適切な手続きをとっている。	A	転校時の子どもの情報のやり取りについて、学校間ではなく、教育委員会間で行うなど、情報の取扱いに注意している。	学校(園)との連携だけではなく、女性子ども支援センター「ばあとなー」など関係機関と密接な連携をとり、情報管理の徹底に努め、子どもの就学に係る支援を行う。	学校教育課
被害者への経済的自立に向けた就業支援	生活保護の適正実施および自立支援のため、被保護者就業支援事業を実施する	毎週金曜日、専門員による相談窓口を設け、就業可能な被保護者に対して就業開始に向けた助言・指導を行う。	被保護者就業支援事業に26名が参加し、その内11名が就業を開始した。さらに、その内の4名は年度内に生活保護からの自立を達成した。	A	就業支援員の支援により、就業を開始することができた、また、この事業への参加をきっかけとして自立への意欲向上が見られた被保護者もいた。	就業が可能と思われる人や、意欲向上が必要とされる人については、積極的にこの事業を活用してもらえよう、ケースワーカーによる働きかけを行っていききたい。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	生活保護制度の情報提供および適正実施を行う	相談者に対して、活用可能な施策等に関する情報提供及び活用のための支援を行う。また、要保護世帯に対して必要な保護を行い、自立に向けた援助を行う。	令和2年度は133件の新規相談があり、その内80件から生活保護の申請があった。(保護開始世帯は58件)また、保護に至らない場合も「よりそい」に繋ぐなど、その世帯の課題解決に向けて必要な支援を行った。	A	「よりそい」や「ばあとなー」等各関係機関との連携により、DV被害者のみでなく、様々な人に対して生活保護を含めた必要な支援を速やかに行うことができた。	今後も各関係機関との連携を密にして、生活保護を含めた必要な支援体制を構築していく。	社会福祉課
住宅の確保に向けた支援	市営住宅のDV被害者支援措置制度の充実を図る	市営住宅優先入居選考基準においてDV被害者について点数を加算することができる。	関係課と連携を行い、支援が必要な場合は対応することとしていたが要支援者はなかった。	B	支援が必要な場合は対応が可能であるため。	関係課と連携を行い、支援が必要な場合は対応を行う。	まちづくり課
個人情報保護に関する支援措置	個人情報保護に関する支援措置	選挙人名簿の閲覧ができるのは本人のみ。	選挙人名簿閲覧ができるのは本人のみ。	B	各担当課と情報を共有し、被害者保護支援を行っている。	引き続き支援者(被害者)に対する保護認識を継続する。	選挙管理委員会事務局

(5)DVを地域からなくす環境整備

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
DV被害者救済支援の広域化推進	「鳴門パートナーシップDV対策会議」の運営	庁内連絡会・法務局・警察・民間シェルター等とのネットワークを推進し、DV防止につなげる。	令和2年度については、DV問題の早期発見と対応についての知識を深めるためのDV対策会議を開催する事ができなかった。	B	DV対策会議を開催することができなかったが、広域・庁内において情報を連携させるように努めた。	会議の方法や内容を精査し、DVに対する知識を深めるとともに、広域・庁内における情報連携を充実させる。	人権推進課
	他の自治体との「パートナーシップ協定」の締結	広域でのDV相談支援を可能とする協定を結ぶ。	すでに協定締結済みの藍住町、阿南市と情報を連携するよう努めた。	B	DV支援や施策に関する情報共有等を行った。	情報共有で得た内容を施策に反映させる。	人権推進課
職務関係者の資質向上への取組	相談員の資質向上のための研修やセミナー受講	相談員の資質向上のため、様々な研修・セミナー等への参加を進める。	県主催のSV研修への参加。 内閣府主催のオンライン研修への参加。 その他各種セミナーへの参加。	A	研修を通じて、支援技術の向上のみならず、関係機関との連携強化につながった。	継続して実施する。	人権推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
職務関係者の 資質向上への 取組	相談員のためのメンタルヘルスケアの実施	相談員のメンタルケア、ケース会議を通じて個人的負担感を軽減。	必要に応じて公認心理師によるメンタルケア等を実施する。	A	組織としてケースに関わることで個人的負担感を軽減し、必要に応じて専門的なメンタルケアを実施した。	関係課との連携を強化することで共通理解を深め、迅速で適切な支援につなげる。	人権推進課
	定期的なケース検討会議やスーパービジョンの実施	ケース会議を行い、相談内容の共有を図るとともに、学識者(公認心理師)の助言により、より高度な相談業務をめざす。	スーパービジョンの実施全11回	A	学識者(公認心理師)からの助言を受けることで、より高度な相談業務が可能となった。	臨床心理学の見地から、技術的指導を受ける体制づくりに努める。	人権推進課
学校における デートDV防止 の啓発	若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発	若年層を対象として意識啓発を行い、早期発見・通報ができる体制づくりを行い、DV被害の未然防止に努める。	デートDV防止の冊子を成人式参加者へ配布する予定で準備していたが、新型コロナウイルスの影響により成人式が延期となり、配布できていない。	B	デートDV被害に遭いやすい年代層に冊子を配布、啓発できるよう準備している。	冊子の配布だけでなく、その内容にも触れることで啓発を図る。	人権推進課
	中学・高校生を対象とするデートDVの防止啓発	中学生や高校生を対象に、デートDV防止に向けた啓発活動を実施する。	市内中学校へデートDV予防教育の実施について提案を行った。	B	特別授業等での人権教育のテーマとして、デートDVの予防教育を取り入れてもらえるよう中学校に働きかけた。	教育現場等で啓発に取り組めるよう、継続して実施する。	人権推進課
	いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てる	中学生に対する啓発内容及び方法について、職員・教員において検討する。	学習指導要領に従い、保健などの授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組んだ。	B	学活、道徳、保健の授業において、命の尊さや自己を大切にすする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識の育成に努めた。	女性子ども支援センターなど関係機関と連携し、啓発の内容や方法などを検討する必要がある。	学校教育課
DV防止を市民全体に広げる取組み	パンフレット、リーフレットの作成配付	DV防止のパンフレット、リーフレットを活用し、広く啓発を行う。	鳴門市女性子ども支援センターのリーフレットについて市内協力事業者に設置を依頼した。	A	協力事業者数を令和元年度より5カ所増やすことができた。	手に取りやすい設置場所を検討する。	人権推進課

秘書広報課 市民課 保険課 健康増進課 長寿介護課 人権推進課
 社会福祉課 子どもいきいき課 まちづくり課 学校教育課 選挙管理委員会

11課 40事業

基本目標4 : 男女が集まるにぎわいのある なると

～国際交流や国際的な活動の場での人権尊重と男女共同参画を実現します～

(1) 国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
国際理解と国際交流の推進	ドイツ・中国からの国際交流員の受け入れ	ドイツと中国から国際交流員を受け入れ、国際交流を推進する。	JETプログラムを利用し、ドイツ人国際交流員1名及び中国人国際交流員1名を受け入れた。	B	ドイツ及び中国から新たな国際交流員を受け入れ、国際交流員による市民を対象としたドイツ語・中国語講座の開講をはじめ、イベント参加等をおして、国際理解を深めた。	令和3年2月に任期を終えた中国人国際交流員の後任が、世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症のため、来日できていない。交流員不在の間も、可能な限り、国際交流を推進していく必要がある。	文化交流推進課
	鳴門教育大学で学ぶ世界各国の留学生を小学校に招待し、交流事業を行う	留学生との交流を希望する小学校1校について2名の留学生を招待し、子どもたちと鳴門教育大学との留学生の異文化交流を図る。	令和2年度は、市内小学校6校について、留学生12名を招待し、児童と世界各国の留学生との国際交流を図った。	A	留学生と児童が互いの国について教え合うなど積極的に交流し、異文化に対する理解や興味を深める活動となっている。	今後も鳴門教育大学と連携し、国際理解教育を推進していく。	学校教育課
外国人が暮らしやすい環境の整備と支援	語学講座等の開設	鳴門教育大学と連携し、市内在住外国人向けの相談業務や語学講座の開設等の支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、休講となった時もあるが、鳴門教育大学の学生ボランティアが週1回の日本語講座を実施した。	B	市は会場の提供と日本語講座を希望する外国人への情報提供を行った。	今後も、鳴門教育大学学生ボランティアが開く日本語講座の支援を行うとともに、多文化共生のための情報提供を行っていく必要がある。	文化交流推進課
国際交流事業への積極的支援	市民主導の国際交流事業	鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会等の交流団体を支援し、市民主導の交流を促進する。	ドイツ・リュネブルク市については、コロナ禍における往来の可能性や交流方法について、鳴門日独友好協会を中心とした検討が続けられた。また、中国張家界市についても、鳴門日中友好協会が中心となって同様の検討が続けられている。	B	鳴門日独友好協会の事務局を市が担当し、市民同士の交流の活性化を図った。	引き続き、ドイツ及び中国の姉妹都市交流を初め、多くの国際交流事業を積極的に進められるように、積極的に交流団体を支援していく必要がある。	文化交流推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
国際交流事業への積極的支援	地域力・市民力で観光を盛り上げるとともに、外国人観光客の積極的な誘致を図る	市民による観光ボランティアガイド等の充実や外国人観光客の受け入れ体制の強化を図る。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外から本市へ訪れる観光客が激減したことに伴い、ボランティアガイド会の活動も縮小し、例年開催されているボランティアガイド養成講座も実施できなかった。 しかしながら、観光庁の補助金を活用して、多言語案内板やデジタルサイネージを観光拠点等に整備し、新型コロナウイルス感染症収束後に向けて、受入体制の整備を行った。	A	新型コロナウイルスの影響により、国内外からの観光客が激減したことに伴い、ボランティアガイド会の活動も縮小せざるを得ない状況となった。 しかしながら、コロナ禍で観光客が減少している状況においても実施できる、看板整備等の受入態勢の整備に努め、事業を進めることができた。	新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、訪日外国人客の誘客施策やボランティアガイド養成講座の開催等による受入体制の整備について検討する。	観光振興課

文化交流推進課 観光振興課 学校教育課	3課 5事業
---------------------	--------

基本目標5 : 男女がにこにこ心豊かに働ける なる

～職場での男女平等の実現と就労環境の整備、
男性の育児や介護への参画等多様な働き方に対する支援を実現します～

(1) 働く場での男女平等の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
働きやすい就労環境の整備	男性職員の、妻の出産休暇の取得や育児への積極的参加の啓発	男性職員の育児休業、配偶者の出産や育児参加のための休暇制度について周知するなど、男性職員の育児や育児参加について周知・啓発を行う。	グループウェアに支援制度の概要を掲載し、該当職員に対して個別に案内を行った。 また、該当職員の所属長に対しては、制度の活用促進について配慮するよう通知した。	A	令和2年度中に男性職員10人が育児休業を取得した結果、取得率は71.4%となり、特定事業主行動計画における目標値25%を上回った。	今後も各支援制度の周知に努めるとともに、仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を検討する。	人事課
女性の経営参画意識の啓発	家族経営協定締結の推進	令和元年度末時点で市内145戸の農家が家族経営協定を締結している。令和2年度は新規締結目標を5戸に定め推進する。(目標150戸)	戸別訪問の際に家族経営協定の趣旨や意義の説明を行った。 締結希望の農家に対して、県と連携し書類作成等の指導を行った。	B	令和2年度末147戸(純増2戸)と堅調に増加している。	家族経営協定の趣旨や意義を農家の方に理解していただき、県・農協と連携して締結の推進を行う。	農林水産課
働く場における男女平等意識啓発の実践	慣習の見直し	男女の定形化された役割に基づく偏見及び慣習を撤廃する。	男性の育児休業の取得促進を通じて、仕事と育児の両立を促すなど、男女平等意識の啓発を推進した。	A	各種制度の周知を通じて、職場における男女平等意識の向上を図った。	各支援制度の周知・利用促進を図り、職場内の男女平等意識を啓発する。	人事課

(2) 女性の就労環境の整備

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
働きやすい就労環境の整備	子育て支援制度の活用推進	出産や育児に関する支援制度について、周知徹底を図り制度の活用を促進する。	グループウェアに支援制度の概要を掲載し、該当職員に対して個別に案内を行った。 また、該当職員の所属長に対しては、制度の活用促進について配慮するよう通知した。	A	女性職員の取得率は100%であり、育児休業制度への理解が広がっている。	今後も各支援制度の利用促進を図るとともに、育児休業からの円滑な職場復帰が図られるよう必要な環境整備等を検討する。	人事課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
働きやすい就業環境の整備	ハラスメント防止を目的とする研修や庁内LANを通じての啓発	ハラスメントに対する正しい認識と、配慮や対処方法を習得するための研修を実施する。また、ハラスメントに関する相談窓口について周知を図る。	全職階の職員を対象に研修を実施するとともに、グループウェアに相談窓口フロー図などを掲載した。	A	研修を通じてさまざまなハラスメントについて理解を深めたとともに相談制度について周知した。	研修への受講を積極的に周知し、より多くの職員がハラスメントについての認識を高めることができるよう、引き続き、全職階の職員を対象に研修を実施する。	人事課
	各種資料により、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知・啓発	課の窓口に関係機関から送られた資料を提示し周知・啓発に努める。	徳島県労働委員会等が発行する各種資料により、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知・啓発に努めた。	A	労働関係法令や働きやすい職場づくりに関するパンフレット等を提示し周知を図った。	今後も継続して周知を図る。	商工政策課
	家内労働者・家族従事者に対する労働環境整備の支援・意識啓発の継続	農協広報紙やHP等を活用し、先進事例の紹介や家内労働法・家族経営協定等の制度等の周知に努める。	農協広報紙等による制度周知に努めた。 農家からの問い合わせに対して、県や農協と連携して、制度周知を図った。	B	家族経営協定の締結数も前年度末から2戸増加し、制度の周知、環境整備が進んでいる。	家族内の役割分担の確立、労働環境の整備を行うため、引き続き制度周知や啓発を行う。	農林水産課
職場における母性保護対策推進と啓発	マタニティマーク配布	妊婦に優しい環境づくりの推進を図るため、マタニティマークの普及啓発を行う。	母子健康手帳交付時、転入した妊婦にマタニティマークのグッズを配布(281件)し、妊婦などへ説明を行った。	B	母子健康手帳交付時に全数の方、転入した妊婦にマタニティマークの趣旨が説明できている。	届出には妊婦本人のみで来所することがほとんどのため、マタニティマークについての情報発信を行う必要がある。	健康増進課

(3) 多様な働き方に対する支援

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
労働時間の短縮・ワークライフバランスに沿った働き方の推奨	時間外勤務の縮減および年次有給休暇の取得促進に取り組む	時間外勤務の縮減策について検討を行うとともに、連続3日間の有給休暇の計画表での管理などを実施し、有給休暇の取得促進を図る。	通知により、時間外勤務時間の上限を示すとともに、時間外勤務の縮減や有給休暇の取得促進について全職員への周知を図った。	A	令和2年の職員の年次有給休暇平均取得日数は9.1日であり、特定事業主行動計画に掲げる目標値12日を下回っている。時間外勤務の時間数については、前年度と比較して減少した。	時間外勤務の縮減、有給休暇取得日数の促進に向け、文書のみならず、各所属長への情報提供、助言等にも努める。	人事課
	ワークライフバランスを充実させるための休暇制度の周知	職員のワークライフバランスの充実に貢献することを目的に、育児や介護のための休暇制度について、周知の徹底を図る。	育児に関する休業制度・支援制度について、該当する全職員に対して説明を行った。また、介護に関する休業・支援制度について、研修やグループウェアを活用し、周知を図った。	A	男性の育児休業の取得率は、特定事業主行動計画に掲げる目標値25%を上回る71.4%、女性職員の取得率は100%であり、育児休業制度への理解が広がっている。	今後も制度の周知を図るとともに、各種休暇制度を利用しやすい環境整備に努める。	人事課

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
多様な働き方に対する情報提供および相談	コミュニティ・ビジネスの推進を図る	地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイトを活用し、周知啓発していく。	地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイトを活用し、周知啓発を図った。	B	市公式ウェブサイトを活用し、コミュニティビジネスの意義や内容の周知啓発を図れた。	より多くの方がコミュニティビジネスの意義や内容を理解できるような、また、実施してみようと思えるような周知方法等を検討する。	市民協働推進課
	シルバー人材センター運営支援事業	男女に拘らず高齢者の就労を支援し、生きがいがづくりの充実や社会参加を促進するため、運営に関する財政支援を行う。	運営に関する財政支援を行うとともに、生活支援サービスの担い手となる「生活支援サポーター養成講座」を実施し、登録者は144人(男性99人、女性45人)、就業率は85%となり、登録者の生きがいと福祉の充実が図られた。	A	運営に関し財政支援を行うとともに、その担い手の養成を行うことで、高齢者の就労や生きがいがづくりにつながった。	継続して財政支援などを行う。	長寿介護課
休日・夜間の仕事で児童の養育に困ったときの支援	子育て短期支援事業	休日・夜間の仕事のため、児童の養育ができない保護者に対する支援として、児童を施設に短期間保護する。	県内の5ヶ所の児童養護施設等に委託し、事業を実施した。	A	保護者の就労形態(休日出勤等)に応じた利用の希望に対応できた。また、連休の利用希望が増加したため、施設との利用調整に努めた。	利用施設が複数の市町村からの委託を受けており、また施設には入所児童もいることから、利用者に対して感染症対策を徹底するよう声掛けを行う。利用者は増加しているため、保護者の勤務時間(児童の利用希望時間帯)について、施設との調整を図る。	子どもいきいき課
休日の仕事で児童の養育に困ったときの支援	休日保育事業	公立の林崎保育所において、市内の保育所・認定こども園(保育所機能部分)の利用児童を対象に休日の保育を実施する。	公立の林崎保育所において、利用希望児童に休日保育を実施した。	A	定期的に利用する児童がいることから、休日に児童を保育できない保護者の支援となっている。	保護者の就労情報の把握に努め、必要な人が必要な支援を受けられるよう、継続して事業に取り組む。	子どもいきいき課
預かり保育の実施	幼稚園において預かり保育を実施する	幼稚園での保育終了後、希望する者を対象に預かり保育を行い、保護者の子育てを支援する。	前年度に引き続き、市内11園で預かり保育を実施した。また、土曜日の預かり保育については、4園で実施した。	A	市内11園において、就労等で預かり保育を希望する保護者の要望に応え、希望者は全て受け入れた。	保護者が安心して働くことができるよう、今後も事業を継続していく。	学校教育課

(4) 女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
女性活躍推進に向けた取組	特定事業主行動計画の推進	同計画に定める目標である女性管理職の登用拡大、男性の育児休業取得率の向上を図る。	令和2年度の女性管理職登用率は28.7%となり、前年度をわずかに下回った。 また、男性の育児休業取得率は、71.4%であり、前年度を大幅に上回った。	B	管理職に占める女性の割合は、特定事業主行動計画での目標値30%を下回っているが、男性の育児休業取得率は、目標数値25%を大幅に上回っている。	研修を通じた女性職員のキャリア形成支援等のほか、公平な人事評価制度の運用などにより、女性職員の積極的な登用を図る。 男性の育児休業制度については、引き続き積極的に制度の周知を図る。	人事課
	女性の職業選択に資する情報の公表	女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍の情報を定期的に公表する。	優秀な人材を幅広く採用できるよう、職員の活躍の状況を市公式ウェブサイトで公表した。	A	職員採用試験の案内の掲載とあわせ、先輩職員の職務内容等をわかりやすく紹介した。	職務の魅力が伝わるよう、関係部局とも連携し、引き続き積極的な広報活動を実施する。	人事課
	男女共同参画推進条例及び女性活躍推進法の周知啓発	女性の職業生活における活躍を推進するための事業を実施。	男女共同参画週間にあわせて、鳴門市立図書館において男女共同参画に関する図書等の展示を行った。 また、市公式ウェブサイトを更新し、女性活躍推進法等について周知啓発を行った。	B	鳴門市立図書館において男女共同参画に関する図書等の展示を行い、男女共同参画に関する意識や女性活躍推進法等について周知啓発を行った。	あらゆる機会を捉えて啓発に努めるとともに、具体的取り組みを実施する。	人権推進課

人事課 市民協働推進課 健康増進課 長寿介護課 人権推進課
子どもいきいき課 商工政策課 農林水産課 学校教育課

9課 18事業

基本目標6 : 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う なる
 ～家庭から地域社会へ、男女がお互いを尊重できる社会づくりを実現します～

(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
平日に来庁できない方への支援	毎月第一土曜日、第二土曜日・第四日曜日窓口開設、及び毎週木曜日窓口時間延長	毎月第一土曜日 午前8時30分～12時30分:証明書交付及びマイナンバーカード交付窓口開設。 第二土曜日・第四日曜日 午前8時30分～12時30分:マイナンバーカード申請及び交付窓口開設。 毎週木曜日は19時まで時間延長:マイナンバーカード交付窓口開設。	第一土曜日以外に時間外窓口を開設することにより、マイナンバーカードの申請及び交付の機会を増やすことで、利用者が増えた。	A	マイナンバーカードの受取案内文書に同曜日開設日時を入れたほか、広報になると、市公式ウェブサイトを活用して周知啓発に努めた。	市民への周知を徹底する。	市民課
働く男女が家庭責任を担える生活環境づくりの推進	延長保育・一時保育・障がい児保育事業、病児・病後児保育事業	延長保育、一時保育、病児保育を保育施設等において実施する。	1日11時間を超える時間の保育を行う延長保育は、16施設、施設等の利用をしていない児童を預かる一時保育は、3施設、病児保育は、保育施設3施設と病院施設内の木のおうちで実施した。	A	保護者のニーズに対応する各種事業が継続的に実施できたが、新型コロナウイルス感染症の影響で利用希望者が減少した。	利用児童数によって事業を実施する民間事業者への補助額等を決定していることから、感染症への不安感から利用者が減少している事業については、事業が継続して実施できるよう支援を行う必要がある。	子どもいきいき課
	放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、公設民営の児童クラブを実施。	市内13ヶ所の児童クラブで年間250日以上開所し、実施した。	A	利用児童が増加するクラブについて教育委員会と協議を行い事業実施場所を拡充する等、放課後における児童の安心・安全な居場所としての機能を果たせるよう努めた。 また、利用児童数が増加しているクラブの施設拡充を図り、受入れ数の増加を図った。	全学年児童が事業の対象となっているが施設等が整っていないことが原因で高学年児童の受入ができていないクラブがある状況。一部クラブについては改善を図ったが、今後も受入れ体制を整えるため、教育委員会や小学校、運営委員会と連携し、協議を進める。	子どもいきいき課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
環境問題への男女共同取り組みの推進	環境保全に関する取り組みへの学習会の開催	身近な水路の再生や地球温暖化対策等環境保全に関する取り組みへの学習会を開催する。	生涯学習出前講座 ・水環境と生活排水対策 (R2依頼なし)	B	学習の場を提供できる体制は整えているが、令和2年度は依頼がなかった。	出前講座は、申し込みがあれば開催となるため開催回数を増やしていく。	環境政策課
	リサイクルプラザでの環境問題の体験学習に男女を問わず参加できる状況づくり	リサイクルプラザでの男女問わず参加できる体験学習を開催する。	絵手紙教室 パッチワーク教室 等 開催件数:延べ16件 参加人数:延べ334人	B	新型コロナウイルスの影響を鑑みながら、実施可能な講座やイベントを検討しその開催に際しては、広報誌等を用いて参加者の募集を行い、男女を問わず参加できる状況づくりを行った。 また、天体観測教室について、平成30年度より他の会場(うずしおふれあい公園)で行っていることから実績に入れていない。 (R2参考:天体観測教室実施回数1回、参加人数121人)	令和元年度までは専属嘱託職員が1名で担当、令和2年度より正規職員が1名で担当しており、イベントや講座数を増やしていくことは難しいが、人気の高い事業を継続・拡大し、利用率の低いイベントは見直すなど、事業の効率性を考慮しながら利用者数増加への取り組みが課題となる。 また、新型コロナウイルスの状況も考慮し、感染防止を第一に考えながら実施していくことになる。	環境政策課
男女が安心して子育てと介護ができる環境作りの整備	介護予防「65歳からの男の料理教室」の開催	男性の家事への参画、特に料理づくりへの興味・参加を促進することにより、男性の食の自立と介護への参加等ジェンダーフリーの地域づくりを目指す。	参加人数は18人。 男性のみの教室であり、家事の参画、健康づくりの知識、技術の習得、交流へと繋がっている。	A	家庭において料理をする男性が増え、男女共同参画への意識づけに繋がっている。	事業終了後も家事参加が継続できるように、自主クラブ等への支援を行うとともに、参加者の増加を図っていく。	長寿介護課
	鳴門ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり育児の相互援助活動を行う。	子育て中の世帯に加え、妊産婦や高齢者等にも啓発を実施し、会員数が少しずつ増加している。令和2年度末に1,115人となった。	A	会員募集についてや主催するイベント情報等を広報、市公式ウェブサイトやLINEで発信し、事業の周知を実施した。また、在宅育児応援クーポン事業の実施に伴い、周知チラシによる啓発を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に利用者が減少したが、子育て中の世帯に必要な事業であるため、今後も事業の周知啓発を実施し、仕事と家庭生活の両立を支援していく。	子どもいきいき課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女が安心して子育てと介護ができる環境作りの整備	全保育所(園)で育児支援の充実を図る	市内すべての保育施設で子育て中の不安や悩みを軽減するため地域の子育て支援を行う。	市内すべての保育施設で子育て中の不安や悩みを軽減するための子育て家庭の相談に応じるなど、地域の子育て支援を行っている。	A	パートナー保育園事業等については、新型コロナウイルス感染症の影響で一時事業を中断することもあったが、子育て家庭の身近な相談機関としての保育施設の役割は継続した。	子育て家庭が相談しやすい体制を推進する。	子どもいきいき課
	子ども・子育て支援事業計画(R2~R6年度)の推進を図る	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各子育て支援事業の施策を実施。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画の中にある、就学前教育・保育の質の向上を図るため、「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を作成した。就学前教育・保育施設、小学校の保育士・教員に配布し、相互の連携強化に努めた。	A	「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム研究会」を立ち上げ、カリキュラムを作成、市児童福祉審議会で報告を行った。	引き続き、第2期計画に基づき、各子育て支援事業施策を計画的に実施するため、進捗状況の把握に努める。	子どもいきいき課
地域における子育て支援の推進	地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援の拠点として保育所や認定こども園、民間施設の空きスペースなどを活用した親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談の援助や関連情報の提供、講習会を開催。	市内6か所で事業を実施した。	B	新型コロナウイルス感染症の影響で一時事業を中断していたが、感染症予防の徹底を図り、事業を再開させることができた。子育て家庭の相談や交流の場としての役割を果たしている。	感染症予防を徹底し、事業を実施する。感染症の影響で事業を中断する場合は、利用者が混乱しないよう周知を徹底する。	子どもいきいき課

(3)防災分野における男女共同参画の推進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	避難所における女性・子どもへの配慮	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制を構築し、地域の防災力向上に取り組む。	避難所生活での子育て世代への配慮として液体ミルクの備蓄を行った。 新型コロナウイルス感染症がまん延する中での避難所の対策として他者との接触機会を減らすことのできるパーテーションの備蓄を進めた。 パーテーションは個室空間を確保できる造りであるため、避難所開設時の授乳場所や着替え場所として活用することも可能となる。	A	避難所での新型コロナウイルス感染症対策を進めるなかで、結果として多様な人たちにとって有益となる物品の備蓄を進めることができた。	日常生活と災害等非常時の生活の間の障壁をなくす「フェーズフリー」の概念の浸透を図りつつ、多様な声を取り入れることのできるような避難所運営体制の構築を図る。	危機管理課

市民課 環境政策課 長寿介護課 子どもいきいき課 危機管理課	5課 11事業
--------------------------------	---------

基本目標7 : 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える なる

～社会福祉の充実を図り、心身両面からの総合的支援を実現します～

(1) 高齢者の生活への支援と介護

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
心理的支援と相談および対策	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用促進のため、申し立て経費および後見人への報酬費に関する助成を行い、判断能力が低下した高齢者の権利擁護の推進を図る。	市長申立7件、報酬助成7件を実施した。社会福祉課・社会福祉協議会と連携し、高齢者・障がい者等の関係機関専門職との情報交換会を開催し、利用促進に繋がった。	A	市の相談窓口や地域包括支援センターでの支援体制を継続して整備するとともに、対象者に助成を行った。	制度利用が必要な対象者へ支援ができるよう、相談窓口等を通じて取り組む。	長寿介護課
生きがい対策	介護予防普及啓発事業の実施	65歳以上の高齢者を対象に、運動・栄養・口腔・認知症予防・閉じこもり予防などの介護予防教室を開催し、高齢者が生きがいをもって自立した生活が営めるよう支援し、元気高齢者を増やす。	各事業ともに目的を持って参加している。また、事業受講者から自主クラブ、サロン展開へとつながり、地域への活動へ広がっている。	A	目標を持つことができる参加者が増えており、生きがいづくりが図られている。	事業の効果と継続について、事業評価を行い、目的に沿った事業を行う。	長寿介護課
	いきいきなるとボランティアポイント事業	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症対応型グループホームや介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、社会活動参加への促進を図り、生きがいづくりを推進する。	ボランティアポイント事業登録者は96人であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設での活動は、ほぼ休止中である。	B	ボランティア活動により、生きがいづくりが図られ、社会と関わりながら地域で力を発揮できる場づくりに繋げる事業ではあるが、コロナ禍の影響を大きく受けており、現在は活動の実施が困難である。	長期にわたり活動の休止を余儀なくされているため、登録者の活動意欲の薄れなどが懸念される。	長寿介護課
	シルバーシティプラン推進事業	「シルバー大学」「うずしお運動会」「グランドゴルフ大会」などを開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。「敬老の日のつどい」を開催し、ダイヤモンド婚・金婚者など的高齢者を祝賀する。	金婚・ダイヤモンド婚表彰式の開催や100歳慶祝訪問、敬老祝品の配布のほか、老人クラブ・シルバー人材センター運営に関する財政支援を行った。	A	福祉施策として実施し、継続して支援を行った。	高齢者の積極的な地域参加、生きがいや健康づくりを進め、高齢者福祉、地域福祉の向上を図る。	長寿介護課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
生きがい対策	生活支援体制整備事業	生活支援等サービス(買い物支援・家事援助等、配食での食の提供、地域の見守り等)の体制整備に向けて高齢者が主体となり運営する「居場所づくり」「介護予防」「生活支援」の3つの機能をもつ暮らしのサポートセンター開設等を支援する。	住民主体により開設された市内3か所の暮らしのサポートセンター(平成30年度開設)において、高齢者自らがやりがいをもって運営に携わり、支援の必要な高齢者に向けたサービスの提供ができるよう生活支援コーディネーターを中心に支援に努めた。	A	高齢者が暮らしのサポートセンターに集まることにより閉じこもり防止や生きがいがづくりに繋がっている。	暮らしのサポーターによる生活支援をより充実させるため、サポーターの確保やニーズの把握に努める。	長寿介護課
老々介護家庭への支援介護役割・介護労働に対する男女共同参画の徹底	家族介護教室の開催	市内6か所に設置した地域包括支援センターでの家族介護教室や民生委員有志による「介護者家族の会定期相談会」の開催により、老々介護への支援や介護に関する意識・技術の向上を図るとともに、ピアカウンセリング体制により支援する。	専門職や家族の介護経験がある人に悩み等を相談することで、高齢者等を在宅で介護している家族等の身体的・精神的負担を軽減できるよう支援している。	B	毎月2回の相談会を実施しているほか、緊急性のある案件等に対応するため、電話による相談や訪問相談も実施している。	事業の啓発を市、地域包括支援センターが積極的に実施しているが、参加者が固定されており、実績が伸びていないため、今後も広報やチラシにより周知に努める。	長寿介護課
介護講座・介護相談業務の拡充	総合相談支援事業	市内6か所に設置した地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護を中心とした医療・保健・福祉等生活全般に関する総合的な相談・支援体制を充実させ包括ケア体制の推進を図る。	市窓口では613件の相談があったほか、各地域包括支援センターにおいても相談体制が整備されている。	A	本人や家族からの相談に応じて医療・保健・福祉サービス等の適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図っている。	ネットワークの構築を推進し、安定した体制を継続していく。	長寿介護課

(2)障がい者の生活支援と介護

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
心理的支援と相談および対策	障がいのある方やその家族などからの、日常生活上の相談から雇用に関する相談まで、きめ細かな支援に努める	障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	相談支援の充実を図るため、専門的職員を配置している障害者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図った。 令和2年度相談件数・・・8,238件 また、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを令和2年11月1日より開所し、①総合的・専門的な相談窓口、②地域移行・地域定着の支援、③権利擁護・虐待防止、④地域の相談支援体制の強化、⑤地域自立支援協議会の運営の業務を実施した。	A	相談支援事業を委託することで、各種相談に対し専門的な立場からの相談対応ができており、必要な支援につながるなど、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができた。 また、基幹相談支援センターでは、専従の相談支援専門員が個別の相談に対応するだけでなく、相談支援を行っている支援者についての人材育成や連携強化を図り、地域の相談支援体制を充実させる取組ができた。	相談窓口の周知を実施する。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
心理的支援と相談および対策	ピアカウンセリングの活用を行うなど相談支援事業の拡充	障がい者等からの要請により、障害種別に応じ、委託事業所(徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、徳島県精神障害者家族会連合会)の事務所において面談又は電話等により相談支援を行う。	身体・知的・精神に障がいのある方や家族からの相談を、各当事者団体で受け付け、不安や悩みに共感するとともに、その解消にむけた助言等を行った。 令和2年度相談件数・・・163件	A	当事者やその家族などが相談対応することにより、障がい者の不安や悩みの解消につながった。	相談窓口の周知を実施する。	社会福祉課
障がい者支援のための講座や訓練機会の提供	障がい者のコミュニケーション支援	手話通訳・要約筆記者・代読代筆者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援、手話奉仕員の派遣などを実施する。また、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。	手話通訳・要約筆記者、代読・代筆者を派遣し、障がい者のコミュニケーション支援を実施した。 令和2年度派遣件数・・・652件	A	障がいに応じた必要な支援者を派遣することで、障がい者のコミュニケーション支援につながった。	各種制度の周知を実施する。	社会福祉課
地域ネットワークの確立	地域活動支援センターおよび心身障害者等無料バスの利用の促進	障がい者の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。また、障がい者に対して無料バス優待券を交付することにより、障がい者の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。	障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のため、地域活動支援センター事業を委託(3カ所)。障がい者の外出支援及び経済的支援として無料バス優待券の交付を実施した。	A	障がい者の個々の能力や適性に応じた創作的活動及び生産活動の機会が提供され、生きがいの創出や社会交流の促進が図られた。 無料バス優待券の交付により、障がい者の生活福祉の向上に寄与した。	地域活動支援センター事業の周知を実施する。	社会福祉課
	地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携の継続	地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携の継続を行う。	地域自立支援協議会全体会を開催した。	B	地域自立支援協議会全体会において、本市の障がい者当事者団体の代表者として委員を委嘱し、会議を通じて意見等を集約した。	各団体の会員が減少傾向にあるため、加入促進等の支援が必要である。	社会福祉課
	個別ケア会議の開催についての体制強化	障がい者の個人の生活課題、個人支援計画の協議等について、本人・家族等、相談支援事業者、サービス事業者、民生委員等と必要に応じて協議する。	障がい者の生活課題や支援計画について協議を行うため、本人や家族、相談支援事業者、サービス提供者等関係者による個別ケア会議を実施した。	A	個別ケア会議を行うことにより、課題解決につながった。	早い段階から関係者が情報共有できる体制作りが必要。	社会福祉課
バリアフリーの徹底	障害者日常生活用具給付等事業の活用	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行う。	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行った。 令和2年度給付件数・・・1,714件	A	日常生活用具を給付することで、障がい者の在宅生活支援が実施できた。	制度の周知を実施する。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
バリアフリーの徹底	障害者住宅改造促進事業の活用	在宅の重度身体障がい者が、身辺自立の促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の自立を助ける。	重度身体障がい者の在宅生活支援が実施できるよう、住宅改造に要する経費の一部助成について、支援制度を整えているが、令和2年度は申請がなかった。	B	支援制度を整えているが、令和2年度は申請がなかった。	制度の周知を実施する。	社会福祉課
鳴門市奨学金の支給	鳴門市奨学金を支給する	市民税非課税世帯で、母子世帯・父子世帯・障害者世帯など一定の要件をみたす新高校一年生などを対象に、申請により入学費用の一部を奨学金として支給する。	令和2年度は13人に奨学金を支給した。	B	奨学金制度についての文書をすべての中学3年生、入学後は高校へ送付の上、広報すると、市公式ウェブサイトでも広報を行うなど、周知に努めた。	今後も関係課とも連携して奨学金を必要とする生活困窮世帯に利用してもらえるよう制度の周知に努める。	学校教育課

(3)ひとり親家庭への支援

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
ひとり親家族への経済的自立支援	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給(所得制限あり)	約470名に児童扶養手当の支給を行った。また、児童扶養手当現況届時には休日窓口を実施し、平日に仕事等で市役所に来庁することが困難な方々の負担軽減を図った。	A	市広報紙や公式ウェブサイト等に制度について掲載することにより、同事業を周知しており、ひとり親家庭の生活水準の向上に貢献している。	国の児童扶養手当制度の改正に伴う、適正な運営を実施する。	子どもいきいき課
	高等職業訓練促進給付金等事業の周知	ひとり親家庭の父または母が指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間(上限3年)に月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については月額14万円)(市町村民税非課税世帯)又は月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については月額11万500円)(課税世帯)が支給される。	2人が養成機関において新たに修業を開始し、7人に給付金を支給した。	A	支給要件の拡大により、利用者が増え、資格取得後の正規雇用につながっているため、ひとり親家庭の自立の促進に寄与している。	修業期間中は、実習等により就業できない場合もあるため、貸付制度や学費分である教育訓練給付の併給など、利用者のニーズに合わせた情報を提供したり、生活の悩みを聞いたりしながら、資格取得へ向けての支援を継続する。	子どもいきいき課
	自立支援教育訓練給付金事業の周知	ひとり親家庭の父または母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部(6割、上限20万円)が支給される。	2件の教育訓練講座受講申請があり、受講対象講座の指定を行った。また、対象講座の修了者について訓練給付金の支給を行った。	A	現在の業務を続けながら、収入を増やすために、本事業を利用して資格を取得し、経済的自立につなげようとする申請者が増えた。	専門資格の取得を目的とする場合の要件が拡大されており、ハローワーク等と連携しながら、制度内容についての周知・きめ細やかな情報提供をしていく必要がある。	子どもいきいき課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
ひとり親家族への心理的支援と意識改革	母子・父子自立支援員が相談者のニーズにあった情報提供や生活相談の助言に努める	相談により、悩みを解消し、自立に向けた取り組みができるように支援していく。就労に役立つための各種講習会等の情報提供、貸付の相談等も受け付ける。	児童扶養手当申請時の相談や現況届時に支援員が同席し、生活状況や課題等を把握することを積極的に行った。	A	相談内容に応じて個室対応にする等プライバシーに配慮した支援を行った。また、就労相談や相談内容により関係機関と連携するなど個々のニーズに合わせた支援へとつなげることができた。	新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が増えている。生活に必要な情報の収集に努め、相談者が求めている情報の提供が行えるよう、関係機関と協力しながら支援する必要がある。	子どもいきいき課
ひとり親家族への医療費の助成	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健と福祉の向上の為、その医療費(保険診療分、保護者については、入院費のみ、児童については、入院費と通院費が対象。ただし、通院については、1ヶ月1医療機関に月1,000円までの自己負担金が必要。)を助成。(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる世帯)ただし、児童扶養手当を支給されている世帯(年金等受給されていることにより児童扶養手当を支給されていない方のうち、児童扶養手当が支給となる所得以下の方も含む)に助成。	約390世帯(約960名)に受給者証を交付し、医療費の助成を行った。	A	平成28年度から助成対象の拡充をしたことにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に貢献している。	遺族年金受給者等、児童扶養手当は受給できないが、事業の対象となる方に対し、制度の周知啓発を行う。	子どもいきいき課
鳴門市奨学金の支給	鳴門市奨学金を支給する	市民税非課税世帯で、母子世帯・父子世帯・障害者世帯など一定の要件をみたす新高校一年生などを対象に、申請により入学費用の一部を奨学金として支給する。	令和2年度は13人に奨学金を支給した。	B	奨学金制度についての文書をすべての中学3年生、入学後は高校へ送付の上、広報なると、市公式ウェブサイトでも広報を行うなど、周知に努めた。	今後も関係課とも連携して奨学金を必要とする生活困窮世帯に利用してもらえるよう制度の周知に努める。	学校教育課

(4) 一生涯における男女の健康保障

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
健診・検査・治療体制の確立と支援	各種がん検診事業 がん検診推進事業	がん検診の重要性の周知、がんの予防及び早期発見の推進を行う。特定の年齢の方に女性のがんに関する検診手帳及びがん検診無料クーポンを送付し受診の促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。	広報なると、公式ウェブサイトへの掲載及び各事業や医療機関等へのリーフレット配布、無料クーポン券対象者へ個人通知による受診勧奨を実施。子宮がん検診無料クーポン券対象者262人、うち受診者30人(11.5%) 乳がん検診無料クーポン券対象者293人、うち受診者81人(27.6%)。	A	無料クーポン券対象者の未受診者へ再度、受診勧奨を行った。コロナ禍であるにもかかわらずクーポンを利用した受診率はわずかながら昨年度を上回った。	若年者に対する周知が必要。	健康増進課
	がん検診推進事業(鳴門市単独実施)	子宮頸がん検診対象者である30.35.40歳の対象者のうち希望者にHPVウイルス検査を実施する。	子宮頸がん検診対象者79人、うちHPVウイルス検査実施者53人、受診率67.1%。	B	HPVウイルス検査受診率は前年度実績78.8%を下回った。	子宮頸がん検診及びHPVウイルス検査の必要性の継続的な周知。	健康増進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
健診・検査・治療体制の確立と支援	特定保健指導	保健・医療との連携による健康づくり事業を充実させるとともに、内臓脂肪型肥満に着目し生活習慣病を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させる。	特定保健指導実施率(令和元年10月～令和2年9月の実績) 76.5%	A	国の目標値(60%)を達成できた。対象者には面接や訪問を実施し、保健指導を実施している。	コロナ禍の対応として対面以外での効果的な指導方法(電話・オンライン面接・メール等)を検討する必要がある。 保健指導実施者のうち内臓脂肪症候群該当者・予備群でなくなった人の割合の増加を目指す。	健康増進課
心とからだの健康相談体制の確立と支援	健康教室	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るため、健康教室や出前講座を実施し、「自らの健康は自らが守る。」という認識と自覚を図る。	出前講座 8回 124人 ※令和2年度は健康教室はコロナウイルス感染予防対策のため実施せず。	A	コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら出前講座を実施した。 ※令和2年度は健康教室はコロナウイルス感染予防対策のため実施せず。	コロナ禍の対応として対面以外での効果的な健康教室等の開催(オンライン)を検討する必要がある。	健康増進課
	健康相談	市役所庁内外での健康相談を実施。	鳴門ふれあい健康館 76人	A	相談設定日以外の個別相談にも対応した。 集団がん検診や特定健診実施時に同時刻・同場所にて健康相談を開催した。	周知による新規相談への対応。	健康増進課
	チャレンジデー開催事業	運動を行う楽しさや素晴らしさ、爽快感を感じてもらい、以後継続的に運動やスポーツに親しんでいききっかけになるイベントとして「鳴門市チャレンジデー」を開催する。	新型コロナ感染症の影響によりチャレンジデーは中止となったが、個人向けの運動・スポーツの啓発を目的とした「おうちチャレンジデー」の周知を行い、市民に運動のきっかけを提供することで健康増進を図った。	B	「おうちチャレンジデー」の告知を広報誌や公式HPに掲載し、チラシの配布やポスターの掲示を行うことで、チャレンジデーに参加を予定していた団体をはじめとする多くの市民に周知することができた。	チャレンジデーをきっかけとして、日々の運動を継続してもらえるよう周知等を工夫する。	スポーツ課
リプロダクティブライツ/ヘルスの推進と徹底	いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てる	授業や学活等において、それぞれの発達段階に応じた内容により、命の尊さや性に対する知識を育てる。	学習指導要領に従い、保健や理科の授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組んだ。	B	保健の授業において、命の尊さや自己を大切にする心、他者を尊重する心の涵養に努めている。	児童生徒の発達段階に応じた授業実践に努めていく。	学校教育課

スポーツ課 健康増進課 長寿介護課 社会福祉課 子どもいきいき課	6課 29事業
---	----------------

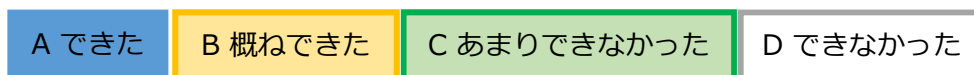
合計	21課 136事業
-----------	------------------

(3) 基本目標別評価

基本目標ごとにそれぞれの評価の割合をグラフにしました。

詳細については各参照頁をご覧ください。

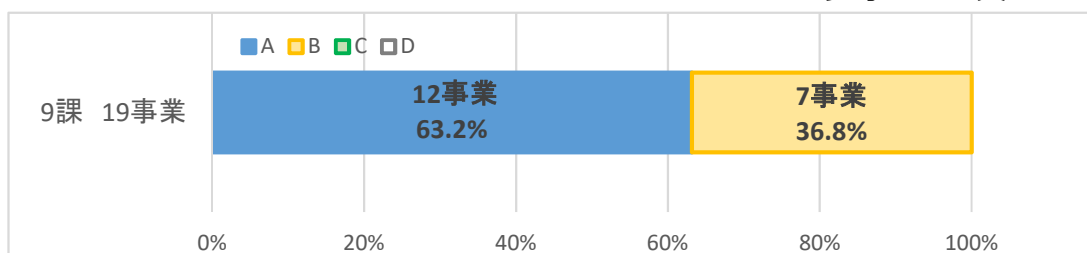
目標に向かって推進が・・・



【基本目標】

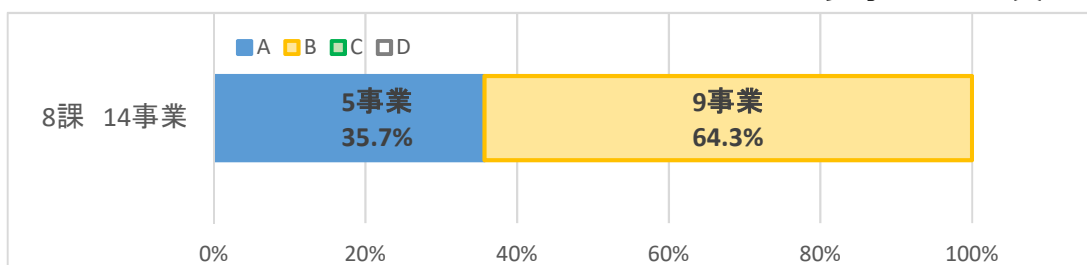
1. 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なんと

参考：5～9頁



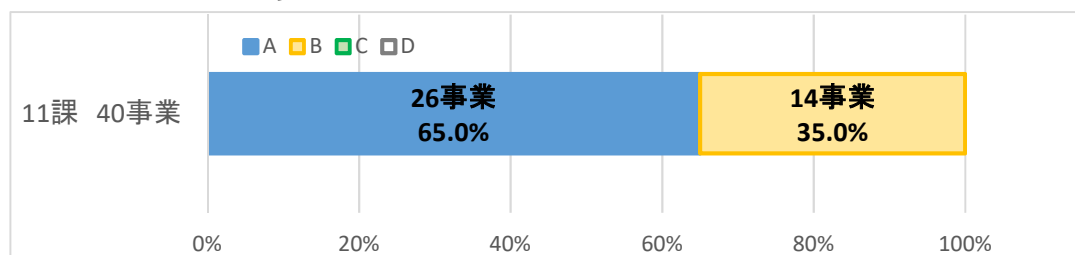
2. 男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なんと

参考：10～13頁



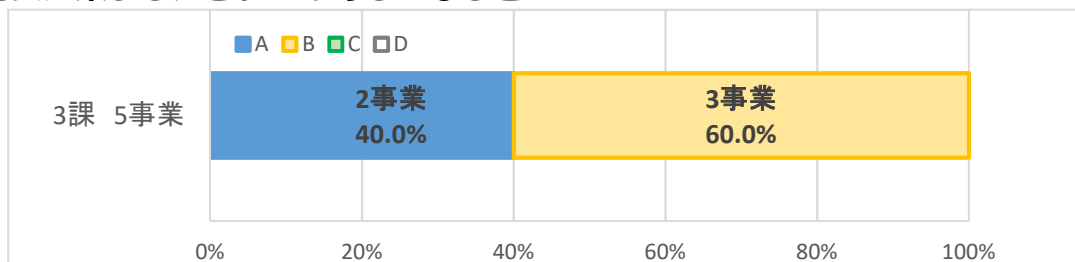
3. 男女が互いを思いやり、あんしんして暮らせる なんと

参考：14～20頁



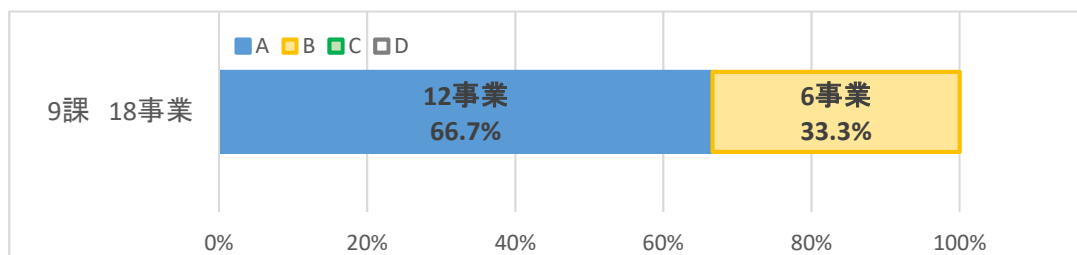
4. 男女が集まるにぎわいのある なんと

参考：21～22頁

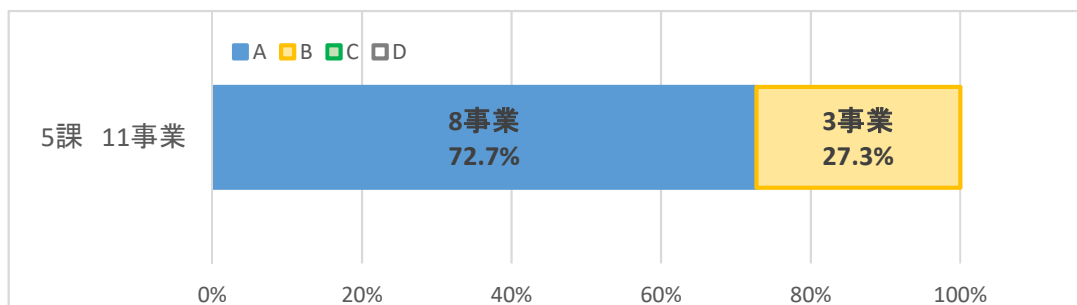


5. 男女がにこにこ心豊かに働ける となると

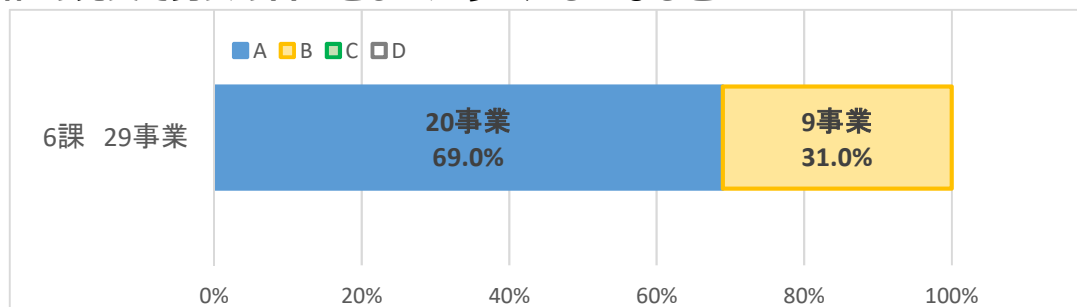
参考：23～26頁



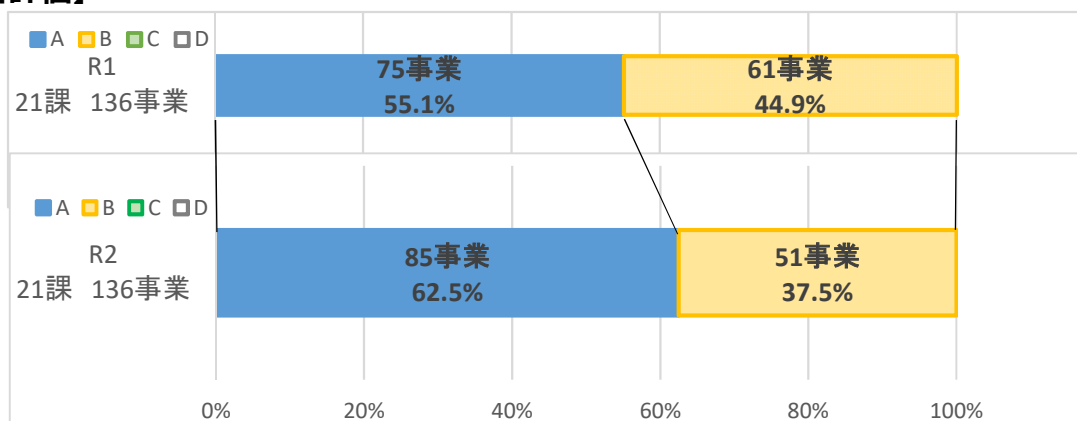
6. 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う となると 参考：27～29頁



7. 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える となると 参考：30～35頁



【総合評価】

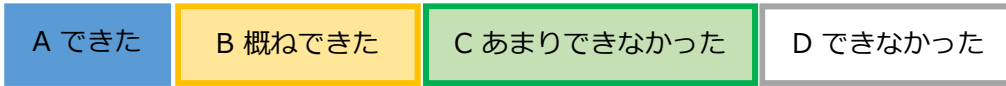


前年度と比較すると、A評価が7.4ポイント上昇しました。コロナ禍において事業の活動に制約がある中でも、本市は男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が推進されているものと考えています。

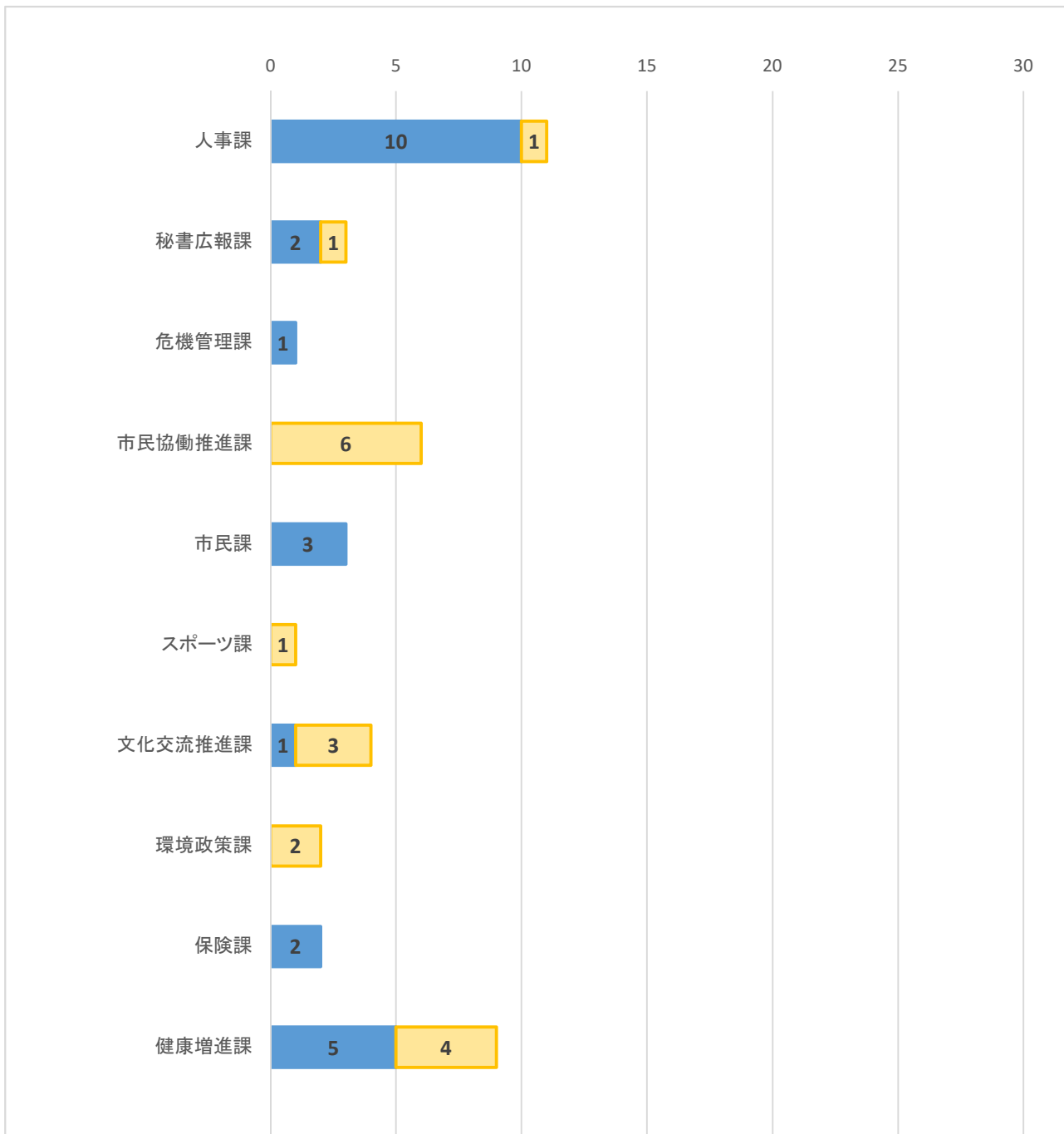
(4) 課別評価

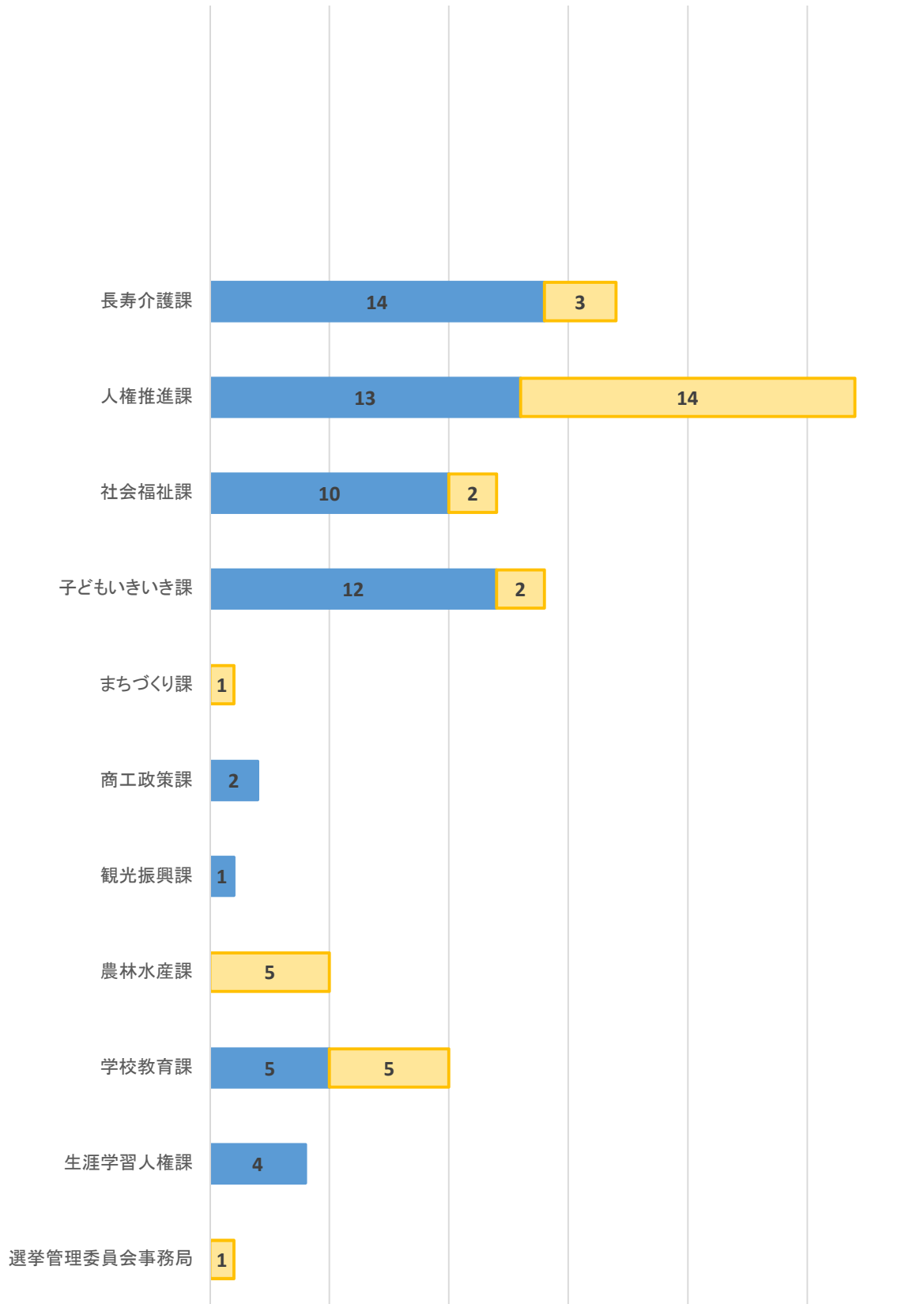
課ごとの評価別事業数をグラフにしました。

目標に向かって推進が・・・



課名\事業数





4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について

本行動計画の重要課題として、各課が所管する審議会、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等、また同 180 条の 5 に基づく委員会等における女性委員の登用率の向上、さらに市職員における女性管理職の積極的な登用の推進など、女性の政策決定の場への参画に取り組んできました。2001 年(平成 13 年)の男女行動計画策定時より、各課が所管する審議会等の女性委員の登用率を 40%にするという数値目標を掲げています。

本市が所管する審議会等の女性委員登用率は調査開始当初 14.7%であり、その後は毎年上昇を続けていましたが、第 1 次行動計画終了年度の平成 22 年度は 24.8%と、目標の 40%には遠く及びませんでした。

翌年、第 2 次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンドステージ)」にあゆみを進めて以降、前期 5 年間は平成 23 年度の 25.1%から微増を続けていましたが、平成 27 年度より増減を繰り返し、令和 3 年度は前年度より 0.2 ポイント低下し 27.7%にとどまりました。

特に、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等は、関係団体の長、地域団体の長で構成されることが多く、男性がその多くを占めていることが女性委員の登用率上昇を阻む要因のひとつとなっています。

また、地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等の女性委員登用率についても、令和 3 年度については、前年度より 2.3 ポイント低下し、25.6%となっています。

意思決定の場への男女の均等な参画は、多様性に富んだ活力のある社会形成のために不可欠です。本市においては、低迷する女性委員登用率の向上や人材活用の促進に向け、各分野で活躍する女性の人材情報を登録し、審議会の委員や講演会の講師などの候補者とする「鳴門市女性人材バンク」を令和元年度に設置しました。「鳴門市女性人材バンク」については登録者数の拡大や各課に積極的に活用してもらえよう環境づくりを行う必要があることから、その運用方法については第 3 次鳴門市男女行動計画においても、引き続き検討して行く必要があります。

審議会等委員における女性委員の比率を高める取組をはじめ、男女が共に活躍し、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向け、今後も必要な施策に取り組みます。

(1) 審議会等における女性委員登用率調査結果

ア. 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況

2021年（令和3年）4月1日現在

目標登用率 令和7年度までに **40%**

鳴門市が所管する審議会等

審議会等の数 **47**

総委員数 **787**人

女性委員のいる審議会等の数 **41**

女性委員数 **218**人

27.7%

地方自治法第202条の3に該当する審議会等

審議会等の数 **37**

総委員数 **619**人

女性委員のいる審議会等の数 **31**

女性委員数 **158**人 **25.5%**

地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。

女性委員のいない審議会等

〈地方自治法第202条の3に該当する審議会等〉

鳴門市交通安全対策会議

鳴門市文化財保護審議会

鳴門市青少年センター運営協議会

鳴門市公務災害補償等認定委員会

鳴門市特定空家等対策審議会

鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会

イ. 審議会等への女性の選任状況一覧

* 区分2に○ - 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

* 区分1に○ - 上記以外に基づく審議会等

番号	審議会等の名称	設置根拠	区分1	区分2	R2年4月1日現在					R3年4月1日現在					担当課名	前年対比 (↑アップ ↓ダウン)	女性委員数
					委員数			女性の割合「%」	女性委員の 前年対比 [ポイント]	委員数			女性の割合「%」	女性委員の 前年対比 [ポイント]			
					総数	女性	男性			総数	女性	男性					
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第十六条	○		41	2	39	4.9	△ 0.1	42	2	40	4.8	△ 0.1	危機管理課	↓	
2	民生委員推薦会	民生委員法第八条	○		14	3	11	21.4	△ 7.1	14	4	10	28.6	7.2	社会福祉課	↑	
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	○		25	7	18	28.0	1.1	26	7	19	26.9	△ 1.1	保険課	↓	
4	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第十四条	○		33	12	21	36.4	6.1	33	12	21	36.4	0.0	長寿介護課		
5	鳴門市環境審議会	環境基本法第四十四条	○		10	2	8	20.0	△ 2.2	10	2	8	20.0	0.0	環境政策課		
6	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	○		13	5	8	38.5	0.0	13	4	9	30.8	△ 7.7	クリーンセンター 廃棄物対策課	↓	
7	鳴門市交通安全対策会議	鳴門市附属機関設置条例	○		18	1	17	5.6	0.0	18	0	18	0.0	△ 5.6	市民協働推進課	↓	0
8	鳴門市児童福祉審議会	鳴門市附属機関設置条例	○		17	7	10	41.2	5.9	17	6	11	35.3	△ 5.9	子どもいきいき課 (幼保連携推進室)	↓	
9	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	○		120	39	81	32.5	△ 0.8	120	38	82	31.7	△ 0.8	生涯学習人権課	↓	
10	鳴門市社会教育委員会	鳴門市社会教育委員条例	○		14	5	9	35.7	7.1	14	5	9	35.7	0.0	生涯学習人権課		
11	鳴門市スポーツ推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	○		16	5	11	31.3	△ 4.0	15	5	10	33.3	2.0	スポーツ課	↑	
12	鳴門市図書館協議会	図書館法第十四条	○		10	5	5	50.0	10.0	10	5	5	50.0	0.0	生涯学習人権課 (図書館)		
13	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護法第一百五十五条	○		5	0	5	0.0	0.0	5	0	5	0.0	0.0	生涯学習人権課		0
14	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	○		15	4	11	26.7	13.3	15	4	11	26.7	0.0	まちづくり課		
15	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第四十条	○		41	2	39	4.9	△ 0.1	42	2	40	4.8	△ 0.1	危機管理課	↓	
16	鳴門市障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第15条	○		10	3	7	30.0	0.0	10	3	7	30.0	0.0	社会福祉課		
17	鳴門市文化のまちづくり審議会	鳴門市文化のまちづくり条例	○		14	7	7	50.0	3.3	-	-	-	-	-	文化交流推進課	R3年度 委員委嘱なし	
17	鳴門市・リユースブルク市姉妹都市運営委員会	鳴門市・リユースブルク市姉妹都市条例	○		16	6	10	37.5	0.0	15	6	9	40.0	2.5	文化交流推進課	↑	
18	鳴門市隣保館運営審議会	鳴門市隣保館条例	○		15	4	11	26.7	0.0	14	2	12	14.3	△ 12.4	人権推進課 (人福セ・川崎会館)	↓	
19	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	○		16	6	10	37.5	8.1	16	8	8	50.0	12.5	生涯学習人権課	↑	
20	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	○		5	3	2	60.0	0.0	5	3	2	60.0	0.0	総務課		
21	鳴門市総合計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	○		27	6	21	22.2	△ 3.7	27	8	19	29.6	7.4	戦略企画課	↑	
22	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	○		11	1	10	9.1	△ 9.1	11	2	9	18.2	9.1	学校教育課	↑	
23	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	○		9	1	8	11.1	0.0	9	0	9	0.0	△ 11.1	学校教育課 (教育支援室)	↓	0
24	鳴門市モーターボート競走場営業審査委員会	鳴門市附属機関設置条例	○		7	0	7	0.0	△ 12.5	7	1	6	14.3	14.3	ボートレース事業課	↑	
25	鳴門市公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	○		5	0	5	0.0	0.0	5	0	5	0.0	0.0	人事課		0

番号	審議会等の名称	設置根拠	区分	R 2年 4月 1日現在					R 3年 4月 1日現在					担当課名	前年対比 (↑アップ ↓ダウン)	女性 委員 数
				委員数			女性の 割合 「%」	女性委員の 前年対比 [ポイント]	委員数			女性の 割合 「%」	女性委員の 前年対比 [ポイント]			
				総数	女性	男性			総数	女性	男性					
26	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	○	14	4	10	28.6	0.0	14	4	10	28.6	0.0	人権推進課		
27	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	○	3	1	2	33.3	0.0	3	1	2	33.3	0.0	人事課		
28	鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	11	5	6	45.5	0.0	11	4	7	36.4	△ 9.1	長寿介護課	↓	
29	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	5	1	4	20.0	0.0	5	1	4	20.0	0.0	健康増進課		
30	鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	2	4	33.3	0.0	6	2	4	33.3	0.0	長寿介護課		
31	鳴門市教育支援委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	9	2	7	22.2	2.2	9	1	8	11.1	△ 11.1	学校教育課	↓	
32	鳴門市水道事業審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	15	5	10	33.3	0.0	15	5	10	33.3	0.0	水道企画課		
33	鳴門市特定空家等対策審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	7	0	7	0.0	△ 14.3	7	0	7	0.0	0.0	まちづくり課		0
34	鳴門市いじめ問題等対策委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	1	5	16.7	△ 33.3	6	1	5	16.7	0.0	学校教育課 (教育支援室)		
35	鳴門市教育振興計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	14	7	7	50.0	-	16	4	12	25.0	△ 25.0	学校教育課	↓	
36	鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	4	0	4	0.0	△ 20.0	4	0	4	0.0	0.0	農林水産課		0
37	鳴門市男女共同参画推進審議会	鳴門市男女共同参画推進条例	○	10	6	4	60.0	0.0	10	6	4	60.0	0.0	人権推進課		
第202条の3に基づく審議会 (%)				R2年度 26.9					R3年度 25.5							

38	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱	○	20	8	12	40.0	5.0	19	8	11	42.1	2.1	健康増進課	↑	
39	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	○	13	10	3	76.9	△ 1.6	16	12	4	75.0	△ 1.9	選挙管理委員会 事務局	↓	
40	鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	鳴門市視聴覚ライブラリー設置規則	○	9	2	7	22.2	0.0	8	3	5	37.5	15.3	学校教育課 (教育支援室)	↑	
41	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	鳴門市農業振興地域整備促進協議会規約	○	14	2	12	14.3	0.0	14	2	12	14.3	0.0	農林水産課		
42	鳴門市農業関係資金推進会議	鳴門市農業関係資金推進会議設置運営要領	○	13	1	12	7.7	△ 7.7	13	1	12	7.7	0.0	農林水産課		
43	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	○	13	1	12	7.7	0.0	13	1	12	7.7	0.0	農林水産課		
44	共同調理場運営委員会	鳴門市学校給食共同調理場条例施行規則	○	10	4	6	40.0	△ 2.0	10	4	6	40.0	0.0	教育総務課(鳴門市学校給食センター)		
45	鳴門市スポーツ推進委員会	鳴門市スポーツ推進委員に関する規則	○	25	9	16	36.0	4.0	25	9	16	36.0	0.0	スポーツ課		
46	鳴門パートナーシップDV対策会議	鳴門パートナーシップDV対策会議設置要綱	○	16	10	6	62.5	△ 6.3	16	8	8	50.0	△ 12.5	人権推進課	↓	
47	鳴門市要保護児童対策地域協議会	鳴門市要保護児童対策地域協議会運営要綱	○	34	6	28	17.6	△ 2.9	34	12	22	35.3	17.7	人権推進課	↑	
第202条の3以外に基づく審議会 (%)				R2年度 31.7					R3年度 35.7							

計 (%)	R2年度 27.9	R3年度 27.7
--------------	------------------	------------------

ウ. 審議会等への女性の選任状況（部別の状況）

2021年（令和3年）4月1日現在

企画総務部

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	5	3	60.0	総務課
鳴門市公務災害補償等認定委員会	5	0	0.0	人事課
鳴門市職員倫理審査会	3	1	33.3	人事課
鳴門市総合計画審議会	27	8	29.6	戦略企画課
鳴門市防災会議	42	2	4.8	危機管理課
鳴門市国民保護協議会	42	2	4.8	危機管理課
6審議会	124	16	12.9	

市民環境部

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市交通安全対策会議	18	0	0.0	市民協働推進課
鳴門市スポーツ推進審議会	15	5	33.3	スポーツ課
鳴門市スポーツ推進委員会	25	9	36.0	スポーツ課
鳴門市・リユネブルク市姉妹都市運営委員会	15	6	40.0	文化交流推進課
鳴門市環境審議会	10	2	20.0	環境政策課
鳴門市廃棄物減量等推進審議会	13	4	30.8	クリーンセンター廃棄物対策課
6審議会	96	26	27.1	

健康福祉部

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
国民健康保険運営協議会	26	7	26.9	保険課
鳴門市予防接種健康被害調査委員会	5	1	20.0	健康増進課
鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	19	8	42.1	健康増進課
鳴門市介護認定審査会	33	12	36.4	長寿介護課
鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	11	4	36.4	長寿介護課
鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	6	2	33.3	長寿介護課
鳴門市人権施策推進審議会	14	4	28.6	人権推進課
鳴門市男女共同参画推進審議会	10	6	60.0	人権推進課
鳴門パートナーシップDV対策会議	16	8	50.0	人権推進課
鳴門市要保護児童対策地域協議会	34	12	35.3	人権推進課
鳴門市隣保館運営審議会	14	2	14.3	人権推進課 (人福セ・川崎会館)
民生委員推薦会	14	4	28.6	社会福祉課
鳴門市障害支援区分認定審査会	10	3	30.0	社会福祉課
鳴門市児童福祉審議会	17	6	35.3	子どもいきいき課 (幼保連携推進室)
14審議会	229	79	34.5	

選挙管理委員会事務局

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市明るい選挙推進協議会	16	12	75.0	選挙管理委員会事務局
1審議会	16	12	75.0	

経済建設部

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市都市計画審議会	15	4	26.7	まちづくり課
鳴門市特定空家等対策審議会	7	0	0.0	まちづくり課
鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	4	0	0.0	農林水産課
鳴門市農業振興地域整備促進協議会	14	2	14.3	農林水産課
鳴門市農業関係資金推進会議	13	1	7.7	農林水産課
鳴門市経営生産対策推進会議	13	1	7.7	農林水産課
6審議会	66	8	12.1	

企業局

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市水道事業審議会	15	5	33.3	水道企画課
鳴門モーターボート競走場営業審査委員会	7	1	14.3	ボートレース事業課
2審議会	22	6	27.3	

教育委員会

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
共同調理場運営委員会	10	4	40.0	教育総務課 (鳴門市学校給食センター)
鳴門市奨学生審査委員会	11	2	18.2	学校教育課
鳴門市教育支援委員会	9	1	11.1	学校教育課
鳴門市教育振興計画審議会	16	4	25.0	学校教育課
鳴門市青少年センター運営協議会	9	0	0.0	学校教育課 (教育支援室)
鳴門市いじめ問題等対策委員会	6	1	16.7	学校教育課 (教育支援室)
鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	8	3	37.5	学校教育課 (教育支援室)
鳴門市公民館運営審議会	120	38	31.7	生涯学習人権課
鳴門市社会教育委員会	14	5	35.7	生涯学習人権課
鳴門市文化財保護審議会	5	0	0.0	生涯学習人権課
鳴門市青少年会館運営委員会	16	8	50.0	生涯学習人権課
鳴門市図書館協議会	10	5	50.0	生涯学習人権課 (図書館)
12審議会	234	71	30.3	

(2) 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における 女性委員の登用状況

地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に
置かなければならない委員会は次のとおりである。

- | | | |
|----------|------------|------------------|
| 1. 教育委員会 | 2. 選挙管理委員会 | 3. 人事委員会または公平委員会 |
| 4. 監査委員 | 5. 農業委員会 | 6. 固定資産評価審査委員会 |

2021年(令和3年)4月1日現在

委員会等	委員総数 [人]	うち女性 委員数 [人]	女性委員割合 [%]	担当課
1 教育委員会	5	1	20.0	教育総務課
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	選挙管理委員会事務局
3 公平委員会	3	1	33.3	総務課
4 監査委員	2	0	0	監査委員事務局
5 農業委員会	20	5	25.0	農林水産課
6 固定資産評価審査委員会	9	3	33.3	総務課
計	43	11	25.6	

2020年(令和2年)

4月1日現在

27.9%



2021年(令和3年)

4月1日現在

25.6%

(固定資産評価審査委員の女性登用が低下したため。)

(3) 鳴門市職員役職別女性登用状況

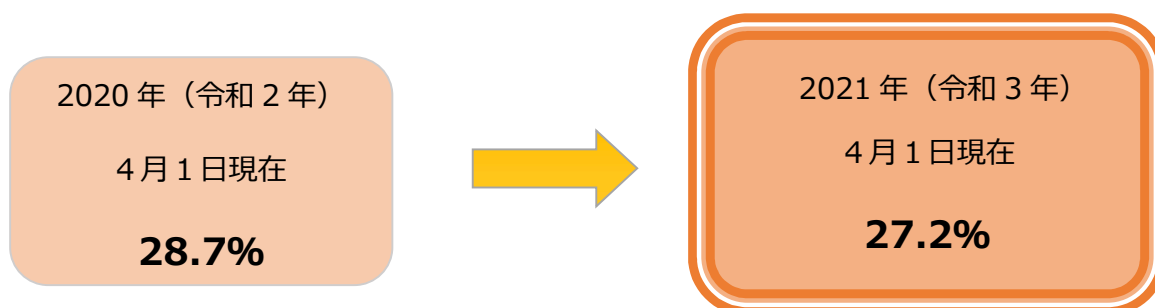
2021年(令和3年)4月1日現在

管理職総数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
169	46	27.2

※ 管理職 ————— 副課長級以上

階級別内訳	職員数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]	
部長級	19	1	5.3	} 27.2% [令和2年度 28.7%]
課長級	51	11	21.6	
副課長級	99	34	34.3	
係長級	186	67	36.0	
一般職員	216	115	53.2	
全体	571	228	39.9	

※ 部長級 ————— 理事、参事を含む
 ※ 課長級 ————— 主幹を含む
 ※ 副課長級 ————— 主査、かいの長、出先の長を含む
 ※ 係長級 ————— 主任を含む



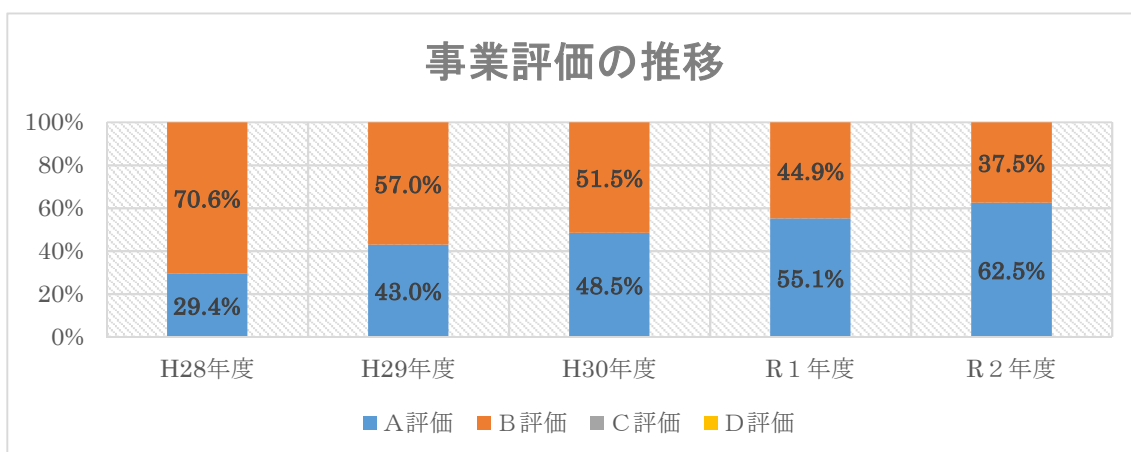
1.5 ポイント低下

(組織改編により課が新設され管理職員総数は増加したが、女性の管理職が1名減少となったため、登用率は低下した。)

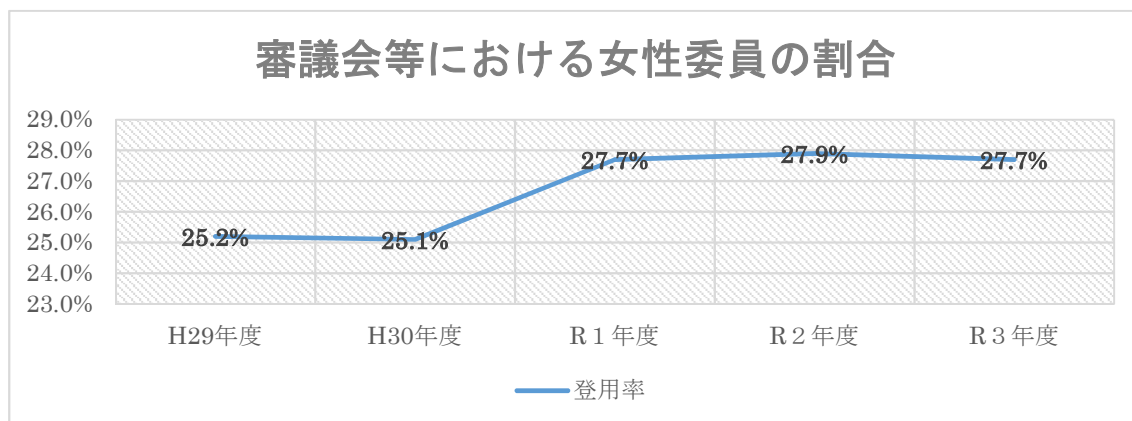
5. 総括

平成 23 年 3 月に策定した第 2 次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」（以下「第 2 次計画」といいます。）は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年を対象とした計画であり、今回、事業評価を行った令和 2 年度については第 2 次計画の最終年度となりました。

本書では各課における令和 2 年度の事業評価について、副課長級 23 名で構成するワーキンググループ委員会にて、担当業務における男女共同参画の推進状況について検証したものを各基本目標別評価、課別の評価として統計化しました。その結果、目標に向かって推進ができた事業が全体の 62.5%、目標に向かって概ね推進できた事業が 37.5%となっており、前年度と比較すると目標に向かって推進ができた事業が 7.4 ポイント上昇しました。コロナ禍において事業の活動に制約がある中でも、本市は男女共同参画社会の実現に向け、全庁を挙げて着実にあゆみを進めてきたと言えます。



一方で、本市の審議会等における女性委員登用率は昨年度より 0.2 ポイント低下し、27.7%にとどまりました。第 2 次計画の初年度である平成 23 年度の 25.1%からは 2.6 ポイント上昇しましたが、依然低い状況にあり、今後の課題となっています。



※各年度 4 月 1 日現在

第2次計画の計画期間の満了に伴い、令和3年3月に「第3次鳴門市男女行動計画（以下「第3次計画」といいます。）」を策定しました。

第3次計画では第2次計画で見てきた継続的な課題や新たな課題を踏まえ、改めて「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる」とを基本理念として掲げています。この基本理念の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化や新たな課題を踏まえ、大きく3つの基本目標に基づき、9つの基本施策を設定します。この9つの施策の中で、これまで実行してきた事業に対して現状に応じた見直しや新たな事業の追加など環境の変化に対応した個別の取組を推進します。

令和3年度は、第3次計画の初年度となりますが、少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、豊かな市民生活や地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重し合い、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、また今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う働き方の変化など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は、激動と不確実性の時代を迎えています。

本市は、活力ある男女共同参画社会の実現をめざして、市民や事業者、教育関係者、市民団体等多様な主体と協働し、地域の特性を踏まえた実効性ある施策を推進していきます。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが意識改革を進め、本行動計画に基づく様々な取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。